

(第一類 第一号)

第九十六回国会 衆議院 内閣委員會議録 第一号

本国会召集日(昭和五十六年十二月二十一日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 江藤 隆美君

理事 愛野興一郎君 理事 稻村佐近四郎君

理事 染谷 誠君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂寿喜男君 理事 上田 卓三君

理事 鈴切 康雄君 理事 神田 厚君

理事 有馬 元治君 理事 石井 一君

理事 上草 義輝君 理事 小渡 三郎君

理事 狩野 明男君 理事 龜井 善之君

理事 木野 晴夫君 理事 倉成 正君

理事 佐藤 信二君 理事 竹中 修一君

理事 吹田 愷君 理事 山崎 拓君

理事 上原 康助君 理事 角屋堅次郎君

理事 矢山 有作君 理事 渡部 行雄君

理事 市川 雄一君 理事 小沢 貞孝君

理事 榊 利夫君 理事 中路 雅弘君

理事 榊崎弥之助君

十二月二十一日

江藤隆美君委員長辞任につき、その補欠として石井一君が議院において、委員長に選任された。

昭和五十六年十二月二十一日(月曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 愛野興一郎君 理事 佐藤 信二君

理事 塚原 俊平君 理事 山崎 拓君

理事 岩垂寿喜男君 理事 上田 卓三君

理事 鈴切 康雄君 理事 小沢 貞孝君

理事 神田 厚君

出席國務大臣

國務大臣 田邊 國男君

國務大臣 中曾根康弘君

國務大臣 松野 幸榮君

國務大臣 伊藤宗一郎君

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

國務大臣 長官

委員の異動

十二月二十一日

辞任

稲村佐近四郎君

江藤 隆美君

狩野 明男君

染谷 誠君

同日

辞任

太田 誠一君

堀内 光雄君

同日

理事稲村佐近四郎君及び染谷誠君同日委員辞任につき、その補欠として佐藤信二君及び山崎拓君が理事に当選した。

同日

理事神田厚君同日理事辞任につき、その補欠として小沢貞孝君が理事に当選した。

同日

一般職の職員に給する法律の一部を改正

十二月二十一日

一般職の職員に給する法律の一部を改正

十二月二十一日

一般職の職員に給する法律の一部を改正

十二月二十一日

一般職の職員に給する法律の一部を改正

十二月二十一日

一般職の職員に給する法律の一部を改正

十二月二十一日

一般職の職員に給する法律の一部を改正

十二月二十一日

委員外の出席者

大蔵省主計局給与課長

内閣委員会調査室長

山口 一君

水谷 文彦君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

和田 裕君

防衛施設庁施設部長

伊藤 参午君

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

和田 裕君

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

和田 裕君

防衛施設庁施設部長

伊藤 参午君

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

和田 裕君

防衛施設庁施設部長

伊藤 参午君

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

和田 裕君

防衛施設庁施設部長

伊藤 参午君

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

和田 裕君

防衛施設庁施設部長

伊藤 参午君

防務省北米局長

浅尾新一郎君

外務省主計局給与課長

水谷 文彦君

内閣委員会調査室長

山口 一君

防衛庁防衛局長

堀田 章君

防衛庁人事教育局長

佐々 淳行君

防衛庁経理局長

矢崎 新一君

防衛庁装備局長

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
今回、当内閣委員会の委員長に就任いたしました。委員各位の御協力によりまして、円満かつ適正なる委員会の運営を行いたいと存じます。
以上、簡単にございますが、就任のごあいさつといたします。(拍手)

○石井委員長 この際、理事の辞任の件についてお諮りいたします。
理事神田厚君から、理事を辞任したい旨の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの神田厚君の理事の辞任による欠員のほか、理事稲村佐近四郎君及び理事染谷誠君が委員を辞任されておりますので、現在理事が三名欠員になっております。その補欠選任につきまして、先例によりまして、委員長において指名したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、佐藤 信二君 山崎 拓君

及び 小沢 貞孝君
を理事に指名いたします。

○石井委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

今会期中、国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項
以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○石井委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。
同和問題調査のため小委員十三名からなる同和対策に関する小委員会

及び
恩給等調査のため小委員十三名からなる恩給等に関する小委員会
を、それぞれ設置することにしたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
次に、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長につきましては、委員長において指名し、追って公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任並びに委員の辞任に伴う補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
次に、両小委員会において参考人から意見を聴

取る必要が生じた場合は、参考人の出席を求めることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○石井委員長 この際、常会の初めに当たり、当委員会所管の国務大臣及び政務次官各位から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。総理府総務長官田邊國男君。

○田邊國務大臣 このたび、第二次鈴木内閣の発足に際しまして、総理府総務長官、沖縄開発庁長官を命ぜられました田邊國男でございます。

微力でございますが、所管の事項につきまして誠心誠意努力をしておりますので、委員長を初め委員各位の皆様によりしく御指導、御鞭撻をこれからお願いを申し上げます。ごあいさついたします。(拍手)

○石井委員長 行政管理庁長官中曾根康弘君。

○中曾根國務大臣 再度、行政管理庁長官を拝命いたしました。誠心誠意努力いたします。御指導、御鞭撻をお願いいたします。(拍手)

○石井委員長 北海道開発庁長官松野幸泰君。

○松野國務大臣 このたび、北海道開発庁長官に任命されました松野幸泰でございます。

委員長並びに委員各位には、日ごろ北海道開発のために御尽力いただいておりますことをこの機会に感謝申し上げますとともに、その御努力に對し深く敬意を表するものでございます。

私も、長官に任命されました以上、全力を傾けて北海道開発に尽くしてまいりたいと考えております。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。ごあいさついたします。(拍手)

○石井委員長 防衛庁長官伊藤宗一郎君。

○伊藤國務大臣 先般、防衛庁長官を拝命いたしました伊藤宗一郎でございます。

内外の諸情勢ことのほか厳しいこの時期に防衛行政を担うことに相なりまして、その責任の重大さを身にしみて痛感しております。与えられた職務に誠実に忠実にその責めを果たしてまいりたいと決意をいたしておりますけれども、委員長を初め委員各位の御理解ある御支援なり御鞭撻がなければ、この任務をつがなう果たすことはとうてい相かたないと思います。委員長初め委員各位の格別の御理解と御支援のほどを心よりお願いを申し上げます。私のごあいさつにかえたいと思います。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○石井委員長 総理府総務副長官福島謙二君。

○福島(謙)政府委員 このたび総理府総務副長官を拝命いたしました福島謙二でございます。

田邊長官のもとで、微力ではございますが、全力を尽くしていただきますので、どうか委員長を初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。(拍手)

○石井委員長 行政管理政務次官中村靖君。

○中村(靖)政府委員 このたび行政管理政務次官を拝命いたしました中村靖でございます。

大臣を補佐して最善を尽くして努力をする所存でございますので、委員長を初め委員各位の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○石井委員長 北海道開発政務次官北修二君。

○北政府委員 このたび北海道開発政務次官を拝命いたしました北修二でございます。

諸先生の御指導をいただながら最善の努力を払い、かように存じます。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○石井委員長 防衛政務次官堀之内久男君。

○堀之内政府委員 このたび防衛政務次官を拝命いたしました堀之内久男でございます。

伊藤長官のもと最善を尽くしてがんばりたいと思っておりますが、委員長を初め皆様方の一層の御指導と御鞭撻を心からお願い申し上げます次第であります。

ります。
よろしく願ひいたします。(拍手)

○石井委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより趣旨の説明を求めます。田邊総理府総務長官。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田邊國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、一括してその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月七日、一般職の職員に關する法律について、俸給及び諸手当の改定等と内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、その内容を検討した結果、調整手当の改定並びに指定職及び百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受け

る官職を占める管理職員の給与改定について、昭和五十七年四月一日から実施することとし、昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤奨手当について、昭和五十五年度の俸給等を基準に算定した額に据え置くこととしたほかは、勧告どおり本年四月一日から実施することとし、このたび、一般職の職員に關する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十万五千円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に対する支給月額の限度額を三万九千五百円に引き上げることとしております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万二千円に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を八千円に引き上げることとしております。

第四に、調整手当について、甲地のうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の九に引き上げるとともに、医師等に対する支給割合を百分の九に引き上げることとし、官署が多数移転または新設された場合において、当該移転等の状況等に特別の事情があると認められるときの支給割合の限度を百分の九に引き上げることとしております。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、調整手当との均衡上、同様に支給割合の限度を百分の九に引き上げることとしております。

第五に、住居手当について、月額九千円を超える家賃を支払っている職員に支給することに改め、その支給月額の限度額を一万四千円に引き上げることとしております。

第六に、通勤手当について、交通機関等を利用する職員に対する全額支給の限度額を月額一万七千円に引き上げることとしております。

第七に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、支給限度額を月額二万二千三百円に引き上げることとしております。

第八に、筑波研究学園都市移転手当の改廃に關する措置について人事院の勧告の期限を五年とするものとしております。

以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置、住居手当の改定に伴う経過措置について規定するとともに、管理職員の給与について、非管理職員との均衡上必要限度において所要の保障措置を講ずるなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま申し上げました一般職の職員に關する法律に伴い、特別職の職員に關する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣、國務大臣等の俸給月額は据え置くこととしたしましたが、その他の特別職の職員に關する法律についてはこれを引き上げることとしております。具体的には、内閣法制局長官等の俸給月額は百八万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員に指定職俸給表の改定に準じ、九十二万円から七十九万八千円の範囲内で改定することとしたしております。

また、大使及び公使については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置き、大使五号俸は百八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員に指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することとしております。

なお、秘書官については、一般職の職員に關する法律に準じてその俸給月額を引き上げることとしたしております。

第二に、委員手当については、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を三万九千二百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万二千三百円にそれぞれ引き上げることとしております。

第三に、内閣総理大臣及び國務大臣に支給する調整手当の月額については、当分の間、俸給月額に百分の八を乗じて得た額に据え置くこととしております。

以上のほか、附則においては、この法律の施行期日、適用日等について規定いたしております。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和五十六年度に俸給が改定されることに伴い、同年度に退職する職員の間の退職手当について不均衡を生ずることがあり、これを是正する必要があると認められますので、政府としては、このたび国家公務員等退職手当法について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、職員が昭和五十六年度中に退職した場合における退職手当の支給に關する法令の適用については、同年度内に俸給月額を改定する法令等が制定された場合において、退職の日における俸給月額がその日の前日までに改定があったとした場合の退職の日における俸給月額に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、改定後の俸給月額とすることとしております。

第二に、整理等による短期勤続退職等の退職手当の額の計算の基礎となるべき扶養手当の月額については、改定後の扶養手当の月額とすることとしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日について規定しております。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○石井委員長 伊藤防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○伊藤国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定等を行うものであります。

防衛庁職員の給与の改定等につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定等を行うとともに、営外手当についても改定することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用することとしておりますが、指定職及び管理職員の給与改定については、昭和五十七年四月一日から実施することとし、昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤続手当については、一般職の職員と同様に、昭和五十五年の俸給等を基準に算定した額に据え置くこととしております。

以上のほか、附則において俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置、住居手当の改定に伴う経過措置について規定するとともに、管理職員の給与について、非管理職員との権衡上必要な限度において所要の保障措置を講ずるなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給並びに扶養手当、通勤手当、住居

手当、調整手当及び初任給調整手当等につきましては、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○石井委員長 以上で各案について提案理由の説明を終わりました。

○石井委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩垂壽喜男君。

○岩垂委員 去る十一月二十七日に閣議決定された人事院勧告の取り扱い方針は、言ってしまえば、終始大蔵省の財源難を理由とした強硬方針によって貫かれ、結果として一九七二年以来十年間にわたって続いてきた四月完全実施の慣行を破り、それを前提として成り立つ現行人事院制度を大きく切り崩すことになったと言わざるを得ません。きわめて遺憾な事態だと私は率直に申し上げたいと思います。

そこで、最初は大蔵省にお尋ねをいたしますが、提案されている改正案によって私が試算をいたしますと、完全実施に必要な財源額約三千四百十億円のうち九百億円が削減をされている。内訳を言いますと、期末・勤続手当七百十億円、調整手当三百三十億円、管理職等で六十億円、これは完全実施に必要な財源のうち二六・四％を削減している。また五十六年度予算計上額六百三十億で、これは一％相当分なんです。三千四百十億円から引いた追加必要財源、引き算をすればおわかりのように、二千八百億円から見ると、何と三二・四％の削減率となっています。こういう計算、余り実はしていませんので、この際はつきりさせておくという意味でお尋ねをするわけですが、大蔵省、間違いないと思いませんか。

○水谷説明員 お答えをいたします。

ただいまお示しになりましたように、今回の給与改定の中で、削減額はおおむね九百億円でございます。したがって、それに対して、ただいま削減率という考え方を御提示をいたしましたが、私も、私どもは削減率という考え方をとっているわけではございません。ただ、お示しのごさいましたように、全体の所要額が約三千四百億円である、だからそれに対する九百億円は二六・四％程度ではないか、あるいは三千四百億円を差し引きました約二千八百億円に対して三二・四％程度ではないかというお示しでございましたけれども、計数的にはそういうことになるわけでございます。

○岩垂委員 計数を申し上げただけですから、それで結構ですが、人事院総裁にお伺いをいたしますけれども、同様な試算によりまして、五・三三％の勧告の総原資のうち調整手当〇・三四％、管理職等の措置で〇・一二％、計〇・四六％が値切られている。実施に移されるのは四・七七％にすぎないというけれども、これは間違いございませんか。

金額であえて申し上げますと、一万一千五百二十八億の勧告が、実に千四百億切られて一万五十四億しか実施されないという姿になっているというところについても、これも数字の問題ですから尋ねておきたいと思っております。

○藤井政府委員 いまお尋ねになりました数字はそのとおりでございます。ただ、五・三三％というところで御勧告を申し上げたのでありますが、今度の措置でどのような削減が行われたかということにつきましては、大体は明確でございますけれども、管理職の中で、要するに、一種、二種の関係でそれぞれ具体的に全部当たってまいるといふことをいたします場合には、結果的には若干の差がそこに出てくる場合もあり得ますが、大体われわれの試算でやったところでは四・七七、あるいはそれが多少狂いまして四・七八程度という数字は間違いございません。

○岩垂委員 大蔵省から財源の削減率、まあ削減率という言葉は使っていませんがという言葉が入っておりますが、いま総裁から勧告の値切りの状態というものが確認をされたわけでございます。総裁、人事院勧告制度というものが昭和二十三年に発足して以来三十有余年、四月実施となつてから十年、長い間かけて築き上げてきたこの人事院勧告制度が、まさにことし、いまのように値切られたことによつて崩されている。私は、完全実施に至る道に於いて、この前の委員会でも申し上げたことがございました。大変な御努力であつたわけでありまして、しかも、私に言わせれば、人事院の御努力と相まって、労使の英知と言われるものがその中に積み重ねられてきているということを否定すべくもございません。こういう結果について、総裁はどのようにお考えになっていらっしゃるか、お尋ねしておきたいと思っております。

○藤井政府委員 この点につきましては、従来機会のあるごとに申し上げてきておりまして、その態度自体は不変でございます。すなわち、給与に関する人事院の勧告というのは、公務員について労働基本権が制約をされておるものに対して、この制度は、わが国の制度上すでに慣行として定着をして今日まで参つてきておる次第でございます。

いまお述べになりましたように、昭和四十五年以後は、その時期、内容ともに完全実施というところで今日まで来たわけでありまして、いろいろ困難な事情があるというところは、私といたしまして、その点は承知をいたしておりますけれども、勧告の持つ精神、意義、従来のたどってきた足跡というものをから見ますと、いろいろな事情があるにしても、これについて政府の案として削減措置が講ぜられざるを得なかった。人事院といたしましては、この点はやはり大変遺憾のきわみであるというふうに申さざるを得ないと思っております。

○岩垂委員 いま総裁からお言葉がございました。

た。新任早々の総務長官にこういうことをお尋ねするのは申しわけございませんけれども、お立場でございますから、あえてお尋ねをいたしますが、労働基本権を奪われた公務員労働者の賃金あるいは労働条件を改善するほとんど唯一の手段として政府がみずから認めてまいりました人事院勧告制度、そしてそれによって完全実施という裏づけをもつていわゆる労使の安定というものの役割が果たされてきたわけでありますが、それが大きく崩されるといふ今日の事態は、先ほど総裁も言われましたけれども、私はきわめて遺憾な事態だと言わざるを得ません。実際このまま改正案が成立をいたしますと、公務員の賃上げというのは、先ほどちょっと計算をしましたけれども、四・七七％、一万五千四百円。たとえば人事院が言うところの定昇分の二・一六％を加えたにしても六・九三％にしかありません。これは御説明のとおりです。それで労働省が、ことしの春闘に連関をいたしまして、一部上場でございますが、二百八十八社を対象にして調査をした春闘結果というの、御案内のとおり七・六八％という数字になります。それと比べても大変低くなる。〇七・五％になりましょいか。とても民間や三公社五現業に準拠した公務員賃金とは言えない、これははつきりしているわけでありまして。民間や三公社五現業の賃金に準拠することを原則として、いわば人事院の科学的な方法に基づくところの算定による勧告、それがこういう結果になった影響というの、私ははかり知れないものがあると思うのです。来年度の影響にも重大な問題点を投げかけていると言わざるを得ない。その意味で給与担当大臣の責任というのは非常に重いと私は思う。新任早々の総務長官にそういう責任を問うのもいがかかと思うが、お立場でございますから、新任の決意の中で労使の安定、それから人事院勧告制度、慣熟をした完全実施の今日までの経過、それについてどのようなお考えに立っていらっしゃるのか、これはあなたの新任の決意ということを含めてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

先ほど人事院総裁のお話もございました。人事院勧告について、政府は四十五年以来十年以上にわたりましてこれを尊重し、そしてまた厳しい財政事情にもかかわらず一般職の給与の改善について完全実施をしてきたわけでございます。今回の措置は、第二次臨時行政調査会を設置するなど、国の行財政全体が非常に危機の状態にあるという中で、労働基本権の制約、またこれまで維持されてきた良好な労使関係というものを、そして現下の厳しい財政状況、また行財政の改革、こういうものが推進をしておる中で、国民の動向というものを総合的に勘案をいたしまして、そして今回の臨時、緊急の措置をとったわけでございます。しかし、人事院の勧告を尊重するということは、政府の立場は変わっておりません。また私といたしましても、今後良好な労使関係を維持していくことがきわめて重要であると考えております。こういう基本的な考え方に立って、今後対処をしてまいると考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○岩垂委員 これは後でもう一遍お尋ねをしておきたいと思ひますから、次に移りますが、総務長官というお立場をどうぞ踏まえの上で、いわば責任ある給与担当閣僚でございますから、その点、今後ともぜひきちんとしていただきたい。後ほどまた確認を求めたいと思ひます。

私が言うまでもございせんが、これは大蔵省にお尋ねしますけれども、賃金というのは、社会経済情勢を反映して、まあおのずからというふうに出てくるものと思ひますが、決まるたぐいのものであります。勧告もまた、その市場実勢というものを反映するという仕組みになっているわけでありまして、財政はこれを受けて所要の措置をとるのが筋なんです。これが実は人事院勧告制度のあり方ではないならぬ。決して財政事情が先に出るものではないというのを私は言いたいのでありまして。ところが、今回の経過というものをずっと見てみますと、当初から、大蔵省がたとえ

は五十七年の一月実施を主張するなどということ、とんでもない話ですけれども、経過がある。そして終始財政事情というものが優先されてきた。加えて、それに臨調の答申というものが非常に御都合主義的に、いい言葉じゃございせんが、至上命題化されている、こんな感じがいたします。

大蔵省は、その根拠として、本年度の給与改定財源が一％しか組まれていないことを挙げています。私はこの委員会でもやりとりをしたことがありますが、私からはつきり覚えていますが、一％しか計上しない根拠についてやりとりをしました。そのときには、純粹に予算編成上の技術問題だ、総合予算主義に基づく給与改定費の、まあ先組みという言葉があったと思うのですが、の持つ意味、すなわち勧告は完全に尊重していきま、必要な財源は措置をいたします、こういうことにやりとりがなつていない。なつていないどころか、私に言わせれば、昨年末の予算編成にかかわって、あるいはことしの春の国会のやりとりということにかんがみても、百八十度主張というものを交えて、変更している、こういうふうな言わざるを得ないのですが、その辺の事情について公式に大蔵省の見解を伺っておきたいと思ひのであります。

○水谷説明員 お答えをいたします。

給与改善費の計上割合につきましては、かねてから御説明申し上げておりますように、年度の途中に予想されます人事院勧告に備へまして、ある程度当初予算に財源措置をしておき、すなわち、全く財源措置がない場合には、一般に大きな補正要因ともなりますので、当初予算に計上しておくといい意味で、その意味では予算編成上の技術的な配慮がございまして、しかしながら、財政措置でございます以上、その計上割合につきましては、財政状況を離れてはあり得ないのであると思ひます。したがって、その点につきましては、たとえば五十三年の八月でございまして、今後

の計上割合につきましては、経済社会情勢の推移等諸般の情勢を考えながら結論を出していきたいというお答えをしている経緯がございまして、いづれにいたしまして、財政事情というものを勘案をいたしまして計上をさせていただいて、五十六年度につきましては、大変厳しい当初予算の財政事情がございまして、前年度の二％から一％に変更させていただいたという経緯があるわけでございます。

ただ、かねがね御説明をいたしておりますように、給与改善費の計上割合とそれから政府の人事院勧告制度に対する基本的な立場というものは、直接にリンクしていません。つまり計上割合が何であれ、私どもとしては、人事院勧告制度というもののあるいは人事院勧告というものは、できるだけこれを尊重するという基本的な立場がございまして、そういう基本的な立場を変えているわけではございません。したがって、本年度の人事院勧告の取り扱ひの過程の中でも、私どももいたしましては、できるだけ財源を捻出するように誠心誠意検討していただき、また誠心誠意財源の捻出に努力をさせていただいたという経緯でございます。

○岩垂委員 誠心誠意やっておりますならば、たとえば五十七年の一月実施などという言葉は出てきません。人事院勧告を尊重していくとおっしゃるならば、四分の三割って四分の一実施するなどという言葉は出てくるはずはないのであります。だから、ここであなただけがやりとりをしてもいけませんけれども、いわゆる御都合主義といひましょいか、財政状況を離れてはいないという言葉にウエートがかかっている、人事院勧告というものはあつてもなくても同じになつてしまふのです。勧告を尊重していくという言葉を述べておられるから、私はそれ以上は言わぬけれども、その辺は、ことしの賃金を決定する過程をつぶさに検討すると、いきさか勧告制度というものをないがしろにするという発言だ、たとえそれが

政府部内のやりとりで駆け引きであつたとしても、穩当ではない、このように私はあえて申し上げておきたいと思ひます。

総務長官に先ほどお尋ねしましたが、今回の政府の態度決定に、いま申し上げたように、大蔵省の影響が非常に強かった。しかも、私に言わせればきわめて不当なやりとりさえ行われているというふうに言わなければなりません。本委員会では山前総務長官は、財政事情を優先させるというこういう考え方に對して、はっきりと人事院勧告を尊重して完全実施に努めて努力をするとの態度表明をされてこられました。私はその努力を多といたします。まだ十分だとは言いませんが、多といたします。そういう前の総理府総務長官がおとりになつた態度というものは、閣内で新しい総務長官もとリ統けていただけるかどうか、変化がないかどうか、その点について明確な御答弁をいただきます。

○田邊國務大臣　お答えします。

前中山長官が申されたように、私も、人事院勸告につきましてはできるだけ尊重をいたしてまいり、そして労使の協調の中でこの問題が十分理解できるように対応をしてまいる考えでございます。

○岩垂委員 それにはもう一言お言葉が欲しいの
です。つまり中山さんははっきりと完全実施に向
けて努力をしておっしゃってられます。この
お立場というものをこれからおとりいただける
というふうに考えてよろしゅうございますね。

○田邊國務大臣　できるだけその方針に沿って私
はやってまいる考えでございます。

○岩垂委員 人事院総裁、いまの経過があるわけですが、政府の態度決定過程を重大な関心を持って恐らく注目されてこられた。財政事情を優先させる考え方については、どのようにお考えになつていらっしゃるか、総裁の御答弁をいただきます。

○藤井政府委員 従来も、種々の論議の過程を経て人事院の立場というものは明確にいたしておる

つもりでございますが、人事院の給与に関する勸告制度というものは、やはり公務員の給与のあり方の基準をどこに置くかというところから発足をしておるものでございます。民間であれば、これが労使の団体交渉でもって積み重ねの上で決定をされていくだろう。しかし、公務員には、その職責の特異性からいって、労働基本権は認められない、制約せられざるを得ない。したがって、その待遇については、しかも、待遇の基本的な項目である給与については、少なくともやはり民間並みのレベルを保障しなければ公務員としていい人が来てももらえない。そのことは、結局はね返って国民に対する公務の執行というものについて支障が起きる可能性があるということから出てるものであるという考え方がその基本でございます。したがって、われわれが自信を持って調査をいたしました結果に基づいては、き出した勧告でございまして、これはやはり尊重をさせていただかなければ困るのであります。しかし、人事院自身もこれを最終的に決定する権限は、憲法上も法例上も与えられておりませんので、そのやり方の手前としては、内閣と国会に対して勧告をする、そういう制度の仕組みになっておるわけでございまして、最終的には内閣と、またさらに最終的には国会が御決定をいただくことになると思っておりますけれども、その際におきまして、やはり財政問題というものは、勧告が出た限りは、これを完全実施するたてまえのもとに種々の工夫をさせていただくというのが制度のたてまえであるというのが人事院の基本姿勢でございます。

○岩垂委員 私ども社会党は、公務員労働者の権利や生活の状況というものを顧みないで、しかも、労働意欲に与える影響ということも、いまの総裁のお言葉じやございませんけれども、考えないで今回の措置をとったことについて、私は賛成をするわけにはいきません。これまでの経過からしても、これが来年も繰り返されないとという保証は、実はせっかくの総務長官のお言葉にもかかわらないわけであります。

そこで、具体的にお尋ねしますが、鈴木総理大臣は、十一月二十六日の参議院行政改革特別委員会で、「今回のことは本当に異例の措置でございます。今後は私は、人事院の勧告というものを最大限に尊重するというその精神で今後の取り扱いはやつていかなければいけないものと、このように考えます。」と発言しておられます。この文言どおりに受け取れば、人事院勧告の値切りなどというものは、本年度限りのいわば必要悪だ、来年度以降は絶対に完全実施をするという言葉として私どもは受け取るわけです。また受け取りたいわけでもございます。総務長官、くどくで大変恐縮ですが、入閣早々で大変恐縮ですが、この方針は、あなたとは同じですね。もう一遍お尋ねをしておきたいと思ひます。

○田邊國務大臣　お尋ねにお答えします。

総理の答弁も、私が申し上げましたように、人事院の勧告を尊重するという基本的な態度でまゝに立つて給与問題に対処していくということを言われたものだと思ふ。

○岩垂委員　これは総裁にも確かめておきたいのですが、総裁は、ことしの勧告に当たって、いかなる風圧があつても勧告は例年どおり行ふということを言明されておられました。本年の事態を踏まえて考えてみると、そういう姿勢が、人事院自身の毅然とした姿勢がますます重要になってきている、こんなふうに私は考えます。それは何も私どもだけに持つてというのじゃなしに、国家、国民にとつて重要である、こんなふうに考えるわけでございますが、来年の勧告についても、これまでもどおりの方針で作業をお進めになるということをごこではつきり述べていただきたいと思います。

○藤井政府委員　ことしの給与勧告について申し上げますと、臨調の答申が出たのは、これは七月でございました。これに対していろいろ当委員会においても御議論をいただきましたが、人事院にいたしましたは、終始一貫いたしましたして、現在の勧告制度がある限りは、従来と同じペースで、同

じやり方で作業は続けられています、同じ方針で、勧告すべきであるという答えが出れば勧告はいたしますというのを一貫して申し上げてまいりました。この方針に従いまして、七月の臨調答申では「適切な抑制措置を講ずる。」ものとすると、いう答申が出ましたけれども、従来の一貫した態度の延長といまして、人事院はそのとおりに作業を進めて、その結果、結論が出ましたので、これに基づいて、八月になって従来どおりの方針で勧告を出したのであります。

こういうことでございますので、将来といえども、少なくとも現在の制度がそのまま存続をいたします限りにおいては、この方針を変えるつもりは毫もございませんというをはっきり申し上げておきたいと思えます。

○岩垂委員　ちよつと個別の問題について何っておきたいのですが、これは総務長官でなくて人事局長で結構ですが、調整手当の一年間実施見送りでございます。これは甲地、八%指定の人たちだけの部分的な問題ではないということを前提にしまして申し上げたいのですが、調整手当というのは、総原資とは別に該当者に上積みされるようなものじゃないでしょうか。これは五・二三%の内訳をなすものなんです。だから、これを値切るということは、率直に言つて手当を値切つただけでなくて、ストレートに勧告全体を値切つたということになるわけです。きわめて遺憾な事態だと言わざるを得ません。この点については、給与種目によって取り扱いを差別したということになりますね。答弁にはならぬと思いますが、この際、やはりその答弁はいただかないと、今後問題が残りますので、もう一遍言つておきますが、やはりくい答弁だと思ひますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○山形地政委員 いま御質問の中でお述べいただいたように、調整手当というのは、五・二三％の総原資中である。しかも、中の配分問題でございまして、長年の調整手当というものについての問題意識があつて、こういうふうな人事院勧告が

出たわけですが、いま先生が言外にお触れになったように、今回のこの問題の取り扱いについては、各党間のお話し合いの結果、こういうような取り扱いについて御決定いただいたものでございまして、私どもの中でもいろいろの議論のあるところでございますけれども、これも一つの決り方であらうかと思つて、やむを得ない措置ではないだらうか、かように考えております。

○岩垂委員 それは答弁というんじゃないんだ。経過報告みたいなことを言つたつて納得できない。

次に、後ろに並んでいらつしやる管理職の気持ちを察しながら私は申し上げるのですが、管理職員の給与改定が見送られて生ずる問題をやはり言つておかなければいけませんね。

公務員の給与というのは、職務と責任に応じて決定されている。それが秩序と均衡というのですか、それを形づくっているのです。政府並びに人事院は、事あるごとにこのことを実は強調してき

ました。ところが今回の措置によつて、この原則は大きくゆがむことになるのではないか。組織を円滑に運営管理し、秩序から外れた者に厳罰を下してきた当事者が、いいですか、みずからこれを放棄して、この原則を否定したという事実だけ

は否めないと私は思うのです。つけ加へれば、逆転回避措置によつても給与体系上の大きなゆがみは決して直つていないのであります。これは給与法の言う職務給の趣旨にも反する不合理なものだと言わなければならぬ。この点はどうやって御説明なさるのですか。これは本当は総務長官がやらなければいけぬが、しかし人事局長、先にやつて

ください。

○山地政府委員 先生も御承知のとおり、五十三、五十四、五十五と、指定職についてその給与の昇給の停止、あるいは今回のような延伸といひますか、十月まで延期をするということがありまして、これはやはり財政が非常に厳しいという中で、民間における各企業の管理職の給与の抑制というのが行われてきておりまして、そういう姿勢

を正すという意味も込めまして行われたわけでございますが、今回は、先ほど来御説明いたしておりますような、臨調を設けなければならぬという国の財政事情あるいは世論の動向あるいは各階層にわたつて痛みを分けなければならぬというような事態下における皆さん方の、国民の考え方というようなものも考えまして、指定職に準ずるような管理職の地位にある方については、今回のような措置をとらざるを得なかつた。これも、もう一つ申し上げれば、各党間のお話し合いもあつてこのような結論に達したものでございます。私も

どもとしては、それに対して、逆転をするというようなことは避けるというような消極的な対応はいたしたわけでございますが、こういつたことが職務給全体のバランスというものについて決して望ましい方向でないというものは存じておりますので、今後ともこういうことについてはないよう

に努力をしてまいりたい、かように考えております。

○岩垂委員 これは管理職組合でもつくつてがんばらなければいけぬ。

期末・勤勉手当というのは、人勉の際に、民間の給与月数が四・九八カ月であるにもかかわらず、実は〇・〇八カ月の勧告が見送られてきた経過でございます。これはこの前の委員会でも私が指摘しました。〇・〇八なんだから、事実上〇・

一と同じじゃないかということをお願いしてきまして、ここでも、勧告自身の中ですでに目減りがあつた。加えて、五十五年度ベースを基礎に算定した額に凍結されるということになると、私の試算では、行一、三十五歳配偶者一人、まあ配偶者は一人に決まつてゐるのですが、子供二人の東京に住む人で五万八千円の損失額になります。これに

〇・〇八カ月分一万七千円を加へますと、トータルで七万五千円の損失であります。これはこの手当の官民比較方式の矛盾と相まって、民間より二年おくれの水準に公務員がとめられてゐるということの意味してゐるのであります。これは計算上

きわめて明白であります。これもやはり私は問題

にならうと思ふのです。

閣議決定に至る経過の中で、ベースで凍結する時期をめぐつてゐる議論がありました。旧のベースで凍結するという議論ですね。大蔵省は今年度限りではなく来年度にもつながらるような措置を強く要求したと伝え聞いています。本年の勧告は本年度に処理するという原則に照らしても全くおかしい話であります。何とか来年度予算に反映させまいという意図が見え見えであります。

再確認をしておきたいと思ひますが、この措置は、今年度の取り扱いに限られたものであるということをぜひひとつ間違ひはない——総務長官、何かくどく悪いのですが、やはりみんな心配してゐるのです。年末でございますし、もう一遍御

答弁をいただきたいと思ひます。

○田邊國務大臣 本年は大変危機的な財政事情、また産業や国民生活の各分野において、いわば大変困難な状況の中で行政改革が推進をされてお

りまして、国民世論の動向というものにかんがみ、臨時、緊急の措置として一般職員を含め期末・勤勉手当につきまして昭和五十五年度の水準に凍結することにしたわけでございますが、これは本年度限りの措置であると私は考えております。

○岩垂委員 もう一つ、総務長官、こういう実態があるのですよ。不均衡の問題で言いますと、たとへば農林省の職員と林野庁の職員は、職場へ行きますと机を並べて仕事をしている間柄なんですから、これはもう総務長官御存じのとおりです。ところが今回の措置で、同じ国家公務員でありながら一時金の支給で大きく区別される——これは差別だと言わなければならぬですね。またひとしく

労働基本権を剥奪した代償であるということも言つていながら、なぜ仲裁裁定と人事院勧告が区別されるのか。これもまた答弁にならぬと私は思うが、この際、やはりきちんとそういう差別、不均衡、こういう状態についてどうお考えになるかというところは承つておきたいと思ひます。

○田邊國務大臣 お答えします。

いま人事院の取り扱いと仲裁裁定とは区別される扱いになつてゐるがどういふわけだ、こういうことのお尋ねだと思ひました。

非現業の国家公務員と三公社五現業の職員については、それぞれ人事院勧告と仲裁裁定の制度が設けられております。いずれも労働基本権の制約に対する代償措置としての一つであるという点においては共通の性格を持つてゐるわけでありま

す。しかし、給与財源や給与の決定方式は、非現業の国家公務員と三公社五現業の職員との場合は異なつております。三公社五現業の給与は労使交渉によつて決定されるためでありまして、紛争調整のための仲裁裁定は労使に対して最終決定としての拘束力を持ち、政府は実施の努力義務を負うわけでありまして、ただし、当該企業等の予算上あるいは資金上実施不可能な協定または裁定

につきましては、国会がこれに関与するということになつております。これに対して人事院勧告は、法律という形で国会で決定をしていただくことになつておりました。国会のこれらの二つの関与の方式も違つておるわけでありまして、その取り扱いにつきましては若干の差が出るのもやむを得ないと考えております。

以上でございます。

○岩垂委員 いまのお言葉にも私はちよつと物を言いたいのですが、新任でございましてからこれ以上聞きません。しかし、率直に言つて、差別をされるということがやむを得ない措置であるなどというふうにお考えになつてしまつた、これはやはり問題が残ります。不均衡である現実を否めな

の段階でございしますが、結論を得ておりません。公表し得る段階でございせんので、御勘弁をいただきたいと思います。

○岩垂委員 大蔵省としてはどう考えているかと聞いているのです。

○水谷説明員 五十七年度の給与改善費の計上につきましては、一方におきまして、これを増額すべきだという御意見と、他方におきましては、この際現下の厳しい財政事情にかんがみまして、これを削減すべきだという意見、つまり両方の意見があるわけでございます。したがって、大蔵省といたしましては、この両方の意見によく配慮いたしまして、つまり両方にみで適切な結論を出してまいりたい、かように考えております。

○岩垂委員 問題はそこなんです。だから、人勧の扱いをめぐって今回のような混乱や、言ってしまえば政府内部の不協和音が生じたのは、公務員労働者の賃金や労働条件について使用者の責任、その自覚に基づいた明確な方針がないからいつてもこうなるのです。そしてその場の場合いは御都合主義、政治的な理由、そういうことによつて、言つてしまえば方針がぐらぐらする、ここに問題があると私は思います。ことしもいまやりとりを聞いてみると、これはまた来年やらなければいけぬけれども、どうもその根拠がきちんとしていない。総務長官、これはやはり大蔵原案が決まる段階で給与関係会議を開いて、それらの扱いというのをきちんとしてい、いま言いましたような、要するに使用者責任というものがあいまいになってしまっています。そっちがそうならこつちもそうだとしようなどか。給与関係会議をこの段階で開くという気持ちほございせんか。

○田邊國務大臣 この問題につきましては、閣内でよく協議をしてみたいと考えております。

○岩垂委員 海外協力費だとか防衛費をゼロベースの別枠にしたわけですね。私は、確かに財政再建というのは重要だと思ひますけれども、だから

と、さつき教字を挙げて説明をしたように、公務員労働者を犠牲にして、それでそこに責任をおかされてやうというやり方は、私は問題があると思うのです。こんなことを繰り返していったら、本当にまじめに仕事をすることがばかばかしくなるという雰囲気職場の中に蔓延してしまいます。私も少し職場を歩いてみてそんなことを言われました。岩垂さん、人事院勧告もやらない、それで一体私たちに綱紀粛正を求めるといふ資格があるのかどうか。これは私にとってとても非常に痛い言葉でした。だから、私がお願ひをしたのは、総務長官、その給与財源は、いま大蔵省の課長が言っている程度の話じゃなくて、やはりきちんとして確保する、こういう努力をなさつていただけたら。もうあした、あさつての話になつてやうのかもしらぬけれども、これはもう率直に言つて防衛庁長官も同じですよ。そういう立場でぜひ御努力をいただけるかどうかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田邊國務大臣 良好な労使関係を維持していく上におきましても、私も、できるだけこの問題につきましても、閣内において十分協議の上で対応してまいりたい、かように考えております。

○岩垂委員 防衛庁長官もどうぞ。

○伊藤國務大臣 総務長官が御答弁されておるとおりでございます。

○岩垂委員 給与問題はまだいろいろございすけれども、ちょっと時間が参りました。昨日の新聞あるいはテレビなどで明らかにされましたアメリカの国防総省の見解、これは核持ち込みの問題、なかつく事前協議の対象外という政府当局者の発言について、淺尾さんお見えですから、日本政府の公式な見解をここで述べていただきたいと思います。

共同の記者がアメリカ側の政府当局者、これはこの当局者かわかりませんが、政府当局者に質問したということでございます。したがって、私たちがとしては、その報道だけを見てアメリカ側の政府の見解がどうかというのを申し上げるわけにはまいりませんが、基本的にアメリカ側が言っているのは、核の存在については否定も肯定もしない。これは前から言っているとおりでございす。そこで、核を搭載した艦船が寄港しても、それは相手国は知らないであらうということをお尋ねしておるわけでございます。

ただ、日本との関係について申し上げれば、まさにこの点については安全保障条約がございまして、艦船の寄港を含めて核の持ち込みというものは事前協議の対象になつてゐる。事前協議を尊重するということとは、アメリカの最高首脳を含めて國務、国防両省が従来繰り返しているわけでございます。新聞に出てゐる一般論がそのままだに本に当てはまるといふふうには考えておりません。したがって、私たちとしては、従来の核の持ち込みあるいは艦船の寄港に対する日本政府の立場という点については何ら変わつていないということでございます。

○岩垂委員 あなたも五月二十一日のこの委員会でのやりとりで記憶なさつておられると思うが、ライシャワー発言のときは、アメリカ政府も、一私人ということだから、政府としてライシャワーさんの発言を確認する意向はないということをお尋ねして答弁されておられました。総理もそのとおりです。しかし、今度のやりとりは、どうも必ずしも私人とも言いがたい。それは米上院外交委員会公聴会記録に關連して——私はここで細かいことを言いません、あなたも御存じのはずだから。關連して共同通信が公式に質問したものに對する米政府当局者の回答であります。どのレベルか私も知りません。しかし、少なくともこれだけ新聞に大きく報道され、あるいはテレビなどでも紹介をされているという事実にかんがみてみると、どうもちょっと日本の側で言っていることの

方がおかしいのじゃないかという不安や疑惑が広がるのは当然だと思ふ。

そこで、米政府に対して、この問題について外務省として確認をする努力をなさるおつもりはございせんか。

○淺尾政府委員 先ほど申し上げましたようなこととでございすけれども、実は、まさに外交委員会でどういふふうなやりとりがあり、それについて共同通信の記者がアメリカ政府のどこに照会されたかという点については、まだ私たちは承知してないわけでございます。しかし、われわれとしては、その全体の正確な実情というものを十分調査したいと思つております。

○岩垂委員 これはまた後ほど議論をしようと思ひますが、きょうは時間がございせんから、念のために申し上げておきますが、アメリカが核兵器の存在を否定も肯定もしないという原則は一般的にある。例の交換公文や口頭了解ということにかんがみて、それとは日本の場合には別扱いなことだ、別の次元なのだ、つまり事前協議ということではそういうことなのだ、そういうふうな理解してよろしいかどうか。

○淺尾政府委員 先ほど御答弁したように、それは全く別の次元であるというふうな考えをしております。先ほど私が実情を調査しますと申し上げたのは、どういふコンテクストでやりとりがあったのかという実情をまず調査したいと思ひます。

○岩垂委員 これは目下研究になつていらつしやると思ふのですが、中南米非核地帯条約と日本の非核三原則とは事情が違つたというふうな断言できますか。

○淺尾政府委員 通称ラミの非核条約、これは当該地域及びその地域に属領を持つ国とさらに核保有国とで成り立っている条約でございます。したがって、その条約で述べられてゐる点について……（岩垂委員「核の問題についてだけ」と呼ぶ）核の問題を含めまして、それは当該地域にだけ適用があるのだ、したがって、その適用について解釈を第三者が有権的に云々するといふ立場に

はない、日本の場合はあくまでも日米安保条約をもつて規定される、こういうことでございます。

○岩垂委員 それはなぜ聞くかという、たとえば中南米非核地帯条約の中で述べられている「加盟国は核兵器の実験、使用、製造、生産、取得をしない、同時に核兵器の受領、貯蔵、配置、配備、所有もしてはならない」という文章に対して、アメリカ政府は、その議定書批准に当たって、これらの禁止事項を一括してインテロダクションと呼んで、核搭載の米国の艦船、航空機の一時持ち込み、これがこの問題になったトランジット、及びトランスポートは同条約によって制約されないとの了解事項を宣言している、こういうふうになつていくわけでしょう。これは新聞報道の文章のとおりです。つまり、こういうやりとりは、どうもアメリカの方が一貫しているように思われてならないのです。ラック証言、ライシャワー証言、そして今回の国防総省の見解、ずっと一貫しているのです。わが方もそれは一貫しているとおっしゃるかもしれませんが、そこにもう明確に違いがある。だから、その辺のところをきちんと確かめておかねばならないではないかというのを私はこの前も総理大臣に申し上げた。少なくとも非核三原則というのは、日本国の主権の作用として日本が主体的に採用した国の政策であります。アメリカはこのことを了解しているのかいないのか私にはわかりません。しかし、これを本当に実効あらしめるためには、アメリカとの間でこの点をはっきりしておかないと問題がいつても起こってくる。そういう意味では何らかの見解の一致を見出すための努力がいまこそ必要ではないだろうか。それこそが世界じゅうにいま非核地帯の設定などを含めて起こっている運動、その先駆けとしての日本の非核三原則、それを価値あるものにするにはならないだろうか。こんなふうに思いますが、浅尾さん、そういう努力をなさる外務省の決意はございませんか。

○浅尾政府委員 一つの条約と日米関係との関係でございますが、いま問題になつていく条約それ

自身は第三国間の内容でございます。したがって、それについてわが方として有権的にコメントできないわけでございます。日米の関係というのはあくまでも日米間で結ばれている条約、協定あるいは交換公文、口頭了解を含めて、そういうものによつて成り立っている。したがって、わが方としては、日米間の関係というものは、そのような諸規定及び安保条約の前提になる信頼関係というものが成り立っているものであつて、第三国間での解釈によつて左右されるものではないというふうな考えでございまして。

○岩垂委員 第三国間の解釈じゃないのですよ。アメリカの方はこういう解釈だと言っているのですよ。日本はそれとは違つて言っているのですよ。こつちの方がこれほど何回か——最初はラックさんですから、まさに軍人さんですよ。そしてライシャワーさん、駐日大使ですよ。そして今度は本省でしよう。下から上まで同じことを言っているのですよ。それなら、おかしんじゃないかというのをなぜ言えないのですか。第三国じゃないのです。第三者でもないのです。当事国なんですよ。この努力を、何遍求めると言っても求めようございせんが、そういう形で日米の関係というものはいろいろな誤解やあるいは問題が起こってくる可能性がある。それをなさらないということになると、やはりどこかにごまかしがあつて、そこには触れられないみたいになつていく。これはないだろうかという私たちも疑いたくなる。こんな関係がずっと続いている状態について、日本政府がしかるべき措置をとることを私は求めます。

それで浅尾さん、さつき状況を調べるとおっしゃいましたので、後で御報告いただけますね。

○浅尾政府委員 実情把握に努めまして、その結果がわかれば当委員会あるいはしかるべき方法でもつてお知らせしたいと思います。

○岩垂委員 実は、この前からやつていく戦域核の問題ですが、ヘイグさんがNHKとの会見で戦域核というのはアジアに持ち込むつもりはないとい

いうことをおっしゃつたというふうなことをちらっと私はテレビのニュースで見たのですが、その後確かめてございせんけれども、その点は外務省としては確かめてございせんか。

○浅尾政府委員 ヘイグがNHKの記者と会見したという事実はございせん。ワインバーガー国防長官がNHKと対談して、今夕放送されるものでございまして。その内容については、まだ私たちは承知してございせんけれども、先般来ロストウ軍縮局長あるいはその他のアメリカの高官が、アジア・太平洋地域にもクルーシングミサイルを含む戦域核を配備することを研究しているというふうな報道がございまして。しかし、これはあくまでもまだ研究、討議の段階でございまして。それ以上私たちは情報というものを把握してございせんし、したがって、具体的にアメリカがいつどういう態様でそういうものをアジア・太平洋に展開するのがあるいは展開しないかという段階までにはまだ至つておりません。

○岩垂委員 この問題は、また来年の通常国会でいろいろ議論になると思ひますが、ちよつと時間がございますから防衛庁にお伺いをいたしますが、P3Cオライオンが厚木に配備をされるのですが、二十五日に三機という話を聞いております。三月末までに十五機の移駐が完了するということを承つておりますが、その配備計画を明らかにしていただきたいと思います。

○塩田政府委員 P3Cの配備計画でございまして、いまお話のございましたように、ことしの十二月二十五日にP3C三機、五十六年度はこれだけでございまして、これを厚木の第五十一航空隊に配属する。

なお、いま十五機というお話がございましたが、P3Cにつきましては、五十三年度契約分が今度の三機のほかにもう五機ございまして八機でございまして。この五機は五十七年度に入ってくる予定でございまして、十五機ということにはございせん。

○岩垂委員 一号機に重大な欠陥が発見されたこと

とが新聞報道で伝えられております。これは二十五日に厚木に配備される三機のうちの一つです。

○和田(裕)政府委員 いま欠陥があつた飛行機が二十五日に配備される飛行機かということでございますが、さうでございまして。私も重大な欠陥とは思つておりません。

○岩垂委員 思つてないけれども、それは予定の耐用飛行時間を確実に確保できますか。

○和田(裕)政府委員 まず、お答えからいたしますと、予定の飛行時間は十分に耐えるものだと思います。これは実は、主翼の取りつけ部に若干の切削上の不良加工がございまして、取りつけ部というのは、簡単に言いますと、高歯のげたというものがあつたのですが、高歯のげたのように主翼の上と下がちょうどはめ込むようになっておりますが、はめ込むときに下の方につかかると、のぞいてみたら向こうの方から若干突起物が出たということで、その突起物を削る際に、いわば上と下の部分を若干ひつかけてしまつたということでございまして。現場はそのまゝにしておいたのでございまして。報告が上の方に上がつてきて、当座は全く問題がないけれども、将来は飛行時間等の耐用年数に影響があつてはいけないということ、念のために、その部分につきましては全く新しいものと取りかえた。今度厚木に入ってくるのは全く新しく取りかえたものでございまして。

○岩垂委員 アメリカが生産中止をいたしました。つまりアメリカの調達中止ということの意味は、日本でそれを調達する場合にますます高いものについていくという懸念があります。その点とあわせて、何か一〇〇程度毎年毎年値段は上積みしていくのですか。値段のことをちよつと教えてください。来年一機幾らぐらいで……。

○和田(裕)政府委員 まずアメリカが調達を中止したということでございますが、その事実関係はいま米政府に正式に問い合わせ中でございまして、いままで得た情報によりますと、米政府と

しては、現時点で生産中止ということを決めたわけではございません。

次に、値段は幾らかということでございますが、五十七年度概算要求におきますところのP3Cの平均単価は約百一十億円でございまして、

○岩垂委員 毎年一〇％ぐらい上がっていくというのとは本当ですか。

○和田(裕)政府委員 これまでのところ、確かに五十三年度から五十五年度、それから五十五年度から五十七年度につきましては価格が上昇しております。これは主としてアメリカにおきますところの物価の上昇というのが十数％に及んでいくということもございまして、価格が上昇しておることは事実でございます。

○岩垂委員 きのうも厚木で配備反対の大きな大衆行動がございました。地元の新潟県民は非常に強い反対をしております。基地機能の強化、日米共同作戦態勢の強化、あるいはそういう事故の問題などを含めて反対が強いことを明らかにしながら私の質問を終わります。

○石井委員 次は、給切康雄君。

○給切委員 人事院の給与勧告の取り扱いについては、政府は、財源がないことを主たる理由にして、一部凍結や実施時期の繰り延べ等の措置をとる、完全実施というものを送ってしまいました。よき慣例を政府みずから取り崩してしまったということについては、私は大きく問題を後に残すだろし、大変に遺憾なことだと思っております。しかも期末・勤労手当は五十五年度の額に凍結され、調整手当一〇％も来年度から実施、管理職手当の逆転防止措置等、完全実施を見送ったために生じたひずみというものは不公平の感をぬぐいきれないわけでありまして、その点人事院総裁は、今回の政府がとった、いわゆる完全実施を見送ってしまったという問題について、どのようにいってお考えになっておられるか、その点についてお伺いします。

○藤井政府委員 給与に関する人事院の勧告は、

制度のたてまえから申しまして完全実施をしていただかなければならない問題でございます。しかも、この点は従来すでに長年にわたる慣行として、内容、時期ともに完全実施されて今日に至っておりますわけでございます。ここ数年非常に厳しい財政状況にある、そのために何らかの削減措置あるいは調整措置というものが必要であるという議論があることは、私自身も重々承知はいたしておりますけれども、しかし、制度のたてまえ、これが存続をいたす限りにおきましては、内容、時期ともに完全実施をしてもらわなければ困るというふうな考えをしております。いろいろな情勢があつたにいたしまして、本年の勧告について一部凍結、その他の削減措置が講ぜられたことに対しては、人事院といたしましては衷心遺憾に考えておる次第でございます。

○給切委員 今回の決定で十年来続いてまいりました人事院勧告の完全実施の一角が崩れたことになりまして、その要因というのは、臨調の第一次答申の抑制意図に基づくものであつて、これは人事院勧告尊重の精神とは大きくかけ離れていく問題であります。今後臨調の最終答申で人事院制度そのもののあり方について触れられるかどうかは予測できませんけれども、少なくとも現行の人事院制度の枠内において給与抑制の方向等、そういう形が、もし人事院勧告とは逆行するような答申が出された場合、政府が今回のように臨調答申を尊重するということだけで進められた場合に、人事院勧告がなされるようになってしまふおそれが多分にあるわけでありまして、その点についてはどういふようにお考えでしようか。

○田邊国務大臣 お答えします。公務員に関する諸制度のあり方については、最近における社会情勢の変化等に対応するために、第二次臨時行政調査会あるいは人事院においてそれぞれ立場から総合的に検討が行われているところでございまして、政府としては、これらの検討

討を待つて適切に対応をしていこうとしておるわけでございます。これに当たっては、民主的な、しかも能率的な行政運営を国民に保証するかどうか、基本的な問題であると考えております。したがって、政府といたしましては、今後安定した労使協働を基本として、人事院勧告につきましても十分尊重をし、それに対応していく考えでございます。

○給切委員 前国会の終わりに総理が、このような措置は今年限りの異例の措置である、来年度以降は制度の趣旨に沿って人事院勧告を完全実施したいというふうな言われたけれども、総務長官はその点どういふようにお考えになっておられますか。

○田邊国務大臣 総理のお考えとおり、私もその基本的な考えに沿って対応をしております。

○給切委員 先ほど答弁の中に、今年度限りというところについてえらく強調されましたけれども、そうなりますと、来年度は完全実施をされるということでしょうか。

○田邊国務大臣 私どもは、この問題につきましても、閣僚会議の中で、できるだけ人事院の勧告に沿って対応をしていく、そういう基本的な考え方に立って対応をしてみたい、こういう考え方でございまして。

○給切委員 人事院勧告を尊重するということは、どういふ認識に立っておられますか。

○田邊国務大臣 人事院勧告を尊重するということは、長い間人事院勧告に沿って政府の給与体系というものはやってまいりました。したがって、今回のこの異常な事態に対応した五十六年度の給与でございます。したがって、私も、来年度に向かつては、やはり人事院の勧告を尊重しながら、そしてその線に沿ってやってまいりたい、こういう考え方でございまして。

○給切委員 人事院勧告を最大限に尊重してというところと完全実施という問題とはどういふふうなうらはらがあるのでしょうか。それを担当大臣としてはどう御認識になっておられますか。

○田邊国務大臣 私どもは、人事院勧告を受けて、そして給与に対して、やはり政府の財源の許す限りその線に沿ってやってまいりたい。この点については、やはり閣議におきまして十分その考え方を私は申し述べ、そしてその線に沿ってやってまいり、こういう考え方でございまして。

○給切委員 政府のいわゆる財源のいかんによつて考えていくことになる、人事院勧告というものは、結局政府の考え方の財源だけですべてが判断されることになるのではありませんか。そうすると、またことしのよう到来年も非常に財政が苦しいということになれば、人事院勧告についての完全実施というのはまた見送られる、こういうふうになるわけですね。

○山地政府委員 御承知のとおり、この人事院勧告というのは労働基本権制約の代償措置の一つとして設けられております。四十八年の最高裁の判断におきましても、政府はこの人事院勧告というものをできるだけ尊重すべきであるというふうなことを申し述べられております。ただし、最高裁の判決におきましても、この人事院勧告というものを完全実施しなければいけないということまでは、それが違憲であるということまでは言っていないのは御承知のとおりでございます。政府といたしましては、この公務員関係の安定した良好な労使関係というのが国全体の労働関係に非常に重要な役割を果たしてきたという認識はございます。しかし他方では、このような臨調を設けてまで国の財政の再建を図らなければならぬ、というふうな緊急の事態に当面いたしておりますので、この財政問題というものは十分考慮に入れた、あるいは国民が各方面において財政再建のための痛み分けをするという事態にも際しておりますので、そういった中の世論の動向というものは十分考えてこれには対処しなければならぬ、こういうふうなことでございまして、いま大臣がお答えいただいたように、基本は人事院勧告の尊重と

いうことですが、そういった国全体の立場に立った考え方というものでこれには対処していかなければいけない、かように考えておるわけでございます。

○鈴木委員 いわゆる労働基本権の代償機関としての人事院がある以上は、人事院勧告を尊重するということはもう当然のことだ。それでいま、最高裁判所それが合憲だ、違憲だという問題を言われましてけれども、そんなことは問題外であって、少なくとも給与担当大臣が財源のあるなしによって云々ということと言われることはもつてのほかだ。それではとても労働者の信頼を勝ち得るわけにはいかないとはいいますね。人事院勧告を完全実施をするということは貫いていくという気持ちでないと、人事院が勧告されたって、結局最終的にどんなに崩壊にされてしまったのでは、どうして正常なる労使関係というものが生まれるかということを考えたときに、担当大臣もこれからいろいろとまた折衝される立場でありまして、きょうはそのくらいにしておきます。

さて、防衛庁長官、今度御苦勞までございます。

そこで、防衛庁長官にお聞きをしたいわけですが、非常にも内的なむずかしい問題は、これはまだ防衛庁長官きょうは初めてでございますから、あなたがもしやっておられる内容について、どういってお考えであるかということについて、ちょっとお聞きをしたいわけでありまして。

まず、防衛庁長官が「閣僚に聞く」というところではいろいろとおっしゃっている中に、「防衛問題は国民の意識から離れて、一人よがりのプロ意識でやるべきものではない。私の二十一年間の政治家の経験に基づいて、伊藤色のにじみでる防衛政策を考えてみたい」と言われておりますけれども、「伊藤色のにじみでる防衛政策」というのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

伊藤色とは、いまの防衛力の整備は、御案内のとおり「国防の基本方針」また「防衛計画の大綱」等に依りまして、歴代の長官が順次着実に進めておるわけでございます。それを私も踏襲をさせていただきまして、できるだけ早く「防衛計画の大綱」の水準が達成できるように懸命の努力を続けるわけでございますけれども、あわせて、いまもありませんように、せっかく私が防衛庁長官を拝命いたしました以上は、私なりのカラーも打ち出したい。その大綱あるいはそういうものについてのそういうことは、いままでの方針を踏襲してまいりますけれども、たとえて申し上げますならば、いまもお話のとおり自衛隊、防衛庁だけでは日本の国防は全うできないわけでございますから、国民の広範な御支持なり御協力がないければ本来の意味の国防は全うできない。そういうためには、いままでもやってこられておりますけれども、もともと国民に密着した、また国民の御協力を得られるような姿、具体的に言いますならば、PR等々もいままで以上に詰めてやりたい。また防衛庁長官として国会の合間を縫って巡視をするようなことがあるわけでございますけれども、そういう場合にも、いままでのような都会とかそういうことでなしに、辺地なり離島で四六時中わが国を守る貴重な、とうとうと任務についておられます自衛隊員に激励を兼ねて、そういう方向に巡視なり視察を進めたいというようなことを頭の中に描きながらそういうことを申し上げたようなことでございます。

○鈴木委員 「防衛計画の大綱」を踏襲するという、そして自衛隊が広範な国民の御協力を得るということにぜひ力を入れたいということ、これは各防衛庁長官が言われるときには必ずそうおっしゃるのです。だから伊藤色という、特別に伊藤防衛庁長官が今回誕生されたことによって何らか別な方向を打ち出すんじゃないだろうかということ、実は御質問申し上げたし、また国民は「伊藤色のにじみでる」というところが大変に気になったわけでありまして、結局防衛庁長官とさほど変わらない、こういうことですか。

伊藤色とは、もちろん、長官がかかるたびにそうしばしば変更したのでは本当の意味での国防は成り立ちませんので、あくまでもいままでの基本はしっかりと守って、いま申し上げたようなことで、繰り返して申し上げますけれども、国民に支持をされ、理解をされる自衛隊でなければ本当の力は発揮できない、そういうことにもいままでより以上に私として力点を置きたいということでございます。はつきり言いますならば、それは大変変わったことをしでかすつもりはございません。

○鈴木委員 わかりました。

次は、「七・五」増は、人件費の二・四％上昇分を含んでいない数字です。大河原さんに会ったんだが、米側は満額達成でもまだ不満だと聞いた。予算で下手をすると日米関係にも悪い影響が出てくる。こうおっしゃっておりますね。「予算で下手をすると日米関係にも悪い影響が出てくる」というのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

伊藤色とは、これもいまさら申し上げるまでもなしに、日本の防衛は、わが防衛庁、自衛隊が必要最小限の防衛力を持ちながら、また反面安保体制の発動を願う、そういう形でこれからの防衛を持っていくわけでございます。そのためには日米間に本当の信頼関係が維持されておられなければ日本の国防は全うできませんので、安保条約というものは条約ではありませんけれども、その条約が本当に発動されるためには、日米関係が従来以上に信頼関係が維持されていかなければならぬ。そうしますと、防衛予算等につきましても、

この財政事情の厳しい中にもかかわらずわれわれがこれだけのことは精いっぱいやったということが伝わらなければ、日米の信頼関係にも若干のかがりが出てくるんじゃないかなというようになことを憂慮する余り、そういうようなことを申し上げたのでございます。

○鈴木委員 予算について、へたをするとも日米関係に大変悪い影響が出てくるということなんです。具体的に申し上げますと、七・五％の防衛予算に対して、いわゆる今回ベースアップの人件費二・四％をどう扱うかという問題なのか、あるいはそれともゼロリングだからといって七・五％という防衛予算は決してアメリカを満足させるものでないというふうな思っておられるのか、あるいは一九八一年十一月四日にザブロッキ米下院外交委員長が議院に提出した日本の防衛努力を求める決議案の中の、日本国の鈴木総理とレーガン大統領の共同声明にある「同盟関係」、「なお一層の努力」という共通の価値観の上に立って日本国政府が防衛支出を少なくともGNPの二％の水準までに増額すべきであるということにもかかわらず、そういうことについての誠意がないというふうなことになる、それは大変に問題が出てくるんじゃないかというのか、その点についてはどうお考えでしょうか。

伊藤色とは、わが国の防衛は、わが国が自主的に、また国民のコンセンサスを得ながら進めていくわけでありまして、わが国の主権の発動であるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、日米安保体制を貫いている以上、アメリカとの信頼関係もなお一層維持していかなければならぬ。そういうときに、アメリカが大変な経済状況の悪いときに軍事費を増加させている、アメリカの国民が大変な負担を背負っている。反面、日米間の貿易摩擦の問題もござります。恐らくこしとの末には百六十億ドルと言われるような出超

もあるだろう、そういうような問題も出てきておるわけでございます。そういうときでこのことの防衛予算の編成でございますので、そういう点もひとつ各方面の御理解をいただきたいということで、概算要求には当然の防衛力をつくるための必要最小限の要求を出しておりますけれども、その後に出てまいった人件費の問題等新しい問題でございます。そこで七・五％のシーリングを認められた、この要求だけはぜひともひとつ貫徹をしたいということで進めておるわけでございます。

○鈴切委員 では、防衛庁としては、ゼロシーリングの中に七・五％でそれいい。これは言うならば、日本で独自に防衛努力をすることであって七・五％でいいというお考えに立っているとするならば、これは案外と大蔵省との話し合いもさほどむずかしいことではないだろう、それ以上のことを要求されるから、そこで大蔵省となかなか問題が詰まらないということであると私は思うわけでありませうけれども……。

もう一つ、「防衛費はGNPの二％をメドとすることは閣議で決めている。初めから一％を超えることを考えてやるべきではないと思うが、結果として一％を超えることもありうると思う」ということは、どういうことを頭に置いておられるのか。私は、そのGNP一％以内ということは、今後GNPの伸び率あるいは防衛費の動向によって左右される点があるかと思ひますけれども、「防衛計画の大綱」を達成するということを基本とした場合、一口でその「防衛計画の大綱」を達成するということは容易なものではないだろう、こういうふうに思っております。

たとえて言うならば、一機当たりの価格、一隻当たりの価格、それにバッチシステム等の近代化等を考えたとき、五三中業はまあまあ一％内におさまるにしても、五六中業に入るとGNP一％は

超えるのではないか。そういう問題が真剣な課題になっているからこそ防衛庁長官は結果的に言つて一％を超えるのではないだろうかとおっしゃっているのではないかと思います。その点はどうお考えでしょうか。

○伊藤國務大臣 まず、先ほど七・五％の問題を申し上げましたけれども、これにはわれわれは初めから人件費は含まれてない、これは別だ、概算要求で出した七・五％は人件費以前の問題でございますから、これは別だということで申し上げておきます。

それから、GNP一％の問題は、これはもう閣議決定がすでにあり、その方針に従つていまやつておるわけでございます。また、鈴木総理もしばしば国会その他で言明されておるとおりでございます。まして、鈴木内閣の一員としては、この節度ある整備ということ、効率的な防衛力の整備ということとを念頭に置きながら、GNP一％に関する閣議決定を念頭に置きながら、大変むずかしいのでございませうけれども、大綱水準の達成が一日も早くできますようにぎりぎりの努力を今後とも続けていく必要があると考えております。

しかしながら、このようなぎりぎりの努力を行ったとしても、なおいまも鈴切委員お話しのとおり、大綱水準達成等のため防衛関係費の対GNP比が一％を超える必要があると判断される場合があるかもしれない。その場合は、防衛庁としては、その必要性を明らかにし、国防会議等において審議をお願いしていただくことにならうと思ひますけれども、まだそのことにつきましても、先ほど鈴切委員御指摘のとおり、GNPの成長率も流動的でもございませう、期間内の防衛関係費や対GNP比がどのようになるかについては明確な見通しを得がたい状況でもございませう。またその必要が生ずるかどうか、あるいは仮に生ずるとしても、いつ何とぞどういふ状態になるか等につ

きましては、いまこの時点では判断できる段階ではないということをおし上げておきます。

○鈴切委員 最後でありますけれども、御存じのとおり、GNPは伸びない、価格は高騰している、こういう諸般の中にあつて「防衛計画の大綱」を言うならば達成するということは、これは計算をしてみるとなかなか並み大抵のものでないというので、ここで防衛庁長官が結果的に言つて一％を超えることもあるかも知れないというふうにおっしゃったということは、まあこれで大体わかつたわけでありませうけれども……。

防衛局長にちよつとお尋ねしますが、五六中業は、すでにこの四月作業に入るときに、国防会議にかけて期間は五十八年から六十二年ということで、その間に「防衛計画の大綱」の線に到達することを基本として進められていると思ひますけれども、五六中業の作業日程を終わつて、具体的に国防会議におかけになる予定はいつごろであるというふうにお考えになつておられるのか。また五三中業の五十五年から五十九年度の五カ年間の整備目標をどうしても五六中業で見直しをしなければならぬという点は、具体的にどういふ部分があるのか。「防衛計画の大綱」そのものはもう変更しないのでそのままで進んでいかれるのか。そして五六中業については、国防会議におかけになつて正式に五六中業というものを国会にお出しになるという方針については変わりがなければ、その点について最後に伺ひして終わります。

○塩田政府委員 まず、五六中業の作業日程でございますが、かねて申し上げておりますように、来春ぐらゐまでをめぐりに防衛庁としての案を固めたい。その後、国防会議にかけねばならぬので、各省折衝をした上で国防会議に持つていきたい。その時期は、したがひまして、いま定かに申し上げることはできませんけれども、まあ来年の春以降できる限り各省折衝を早く詰めて国防

会議に持つていきたいというふうに考えております。

それから、五三中業の見直しを五六中業の中でどういふふうにご考慮していくかという問題でございますが、いま五六中業の作業をまさにやつている段階でございますので、具体的には申し上げられませんが、五十七年度予算が決まつた後、五三中業の進展状況を見まして、それに対応して五六中業の中でどう対応していくかを考えていく必要があるかと思ひます。

それから、大綱の見直しは考えておるかということでございますが、先ほど先生もおっしゃいましたように、五六中業は大綱を達成するということをめどに作業しておることとございまして、大綱の見直しということとは考えておりません。

○鈴切委員 以上をもつて終わります。

○石井委員 中略雅弘君。

○中略委員 今回の給与改善勧告値切りの措置ですが、これはいままで慣習した慣行を破壊するということだけでなく、政府がいままでILOなどで公務員の労働基本権の制を合理化する最大の論拠にしてきた代償機関である人事院の存在それ自体も問題になる非常に重要な問題だと思ひますが、こうした値切り措置が公務員給与を所管する衆参の内閣委員会の外で、しかも衆議院でなく参議院の行革特別委員会を舞台に行われたということは、私は非常に重要だと思ひます。

先ほど岩垂委員の質問に対して山内人事局長が、今回の一連の人物の値切り措置は各党間の話し合ひで決まつたものだといふ趣旨の答弁をされております。私は大臣でも局長でもいいのですが、この各党間というのは、一体どの党とどの党がこの中で話し合ひがなされたのか。わが党は入っていないわけですか。どういふ話し合ひの経過でこうした値切り措置がとられるようになったのか。ま

た、この問題について総務長官として、給与担当大臣としてどのような認識を持っておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○田邊国務大臣 お答えいたします。

本年度の人事院勧告の取り扱いに関する各党間のやりとりの経緯でございますが、政府といたしましては、この点承知はいたしております。御了承していただきたいと思っております。

○中務委員 先ほど局長がお話しになったのは、もう少し局長から答弁願います。

○山地政府委員 ただいま総務長官がお答えいたしましたのは、各党間のお話があったけれども、それについては政府が関与していないということをお答弁いただいたわけでございまして、先ほど中務先生おっしゃいましたように、参議院の行革委員会の最後の段階で各党間のお話があった、その結果について私どもは知られているということとでございます。

○中務委員 私はこれは今後の問題としても非常に重要な問題だと思っております。所管の委員会が全くかやの外であって、しかも行革特別委員会の参議院の舞台でこういう問題の最終的な処理がやられる、しかも政府は知らない。これは大変重要な問題だということを最初に指摘しておきたいと思っております。

今回の値切り措置が、一定の逆転防止措置をとっておりますけれども、事実上実態的には逆転は依然として残されたままであります。特に期末・勤勉手当については、先ほど質問がありましたが、三公社五現業の場合には新ベースで支給をされているわけですから、現実と非現実の間に不当な差別が生まれていることも事実であります。しかも、公務員給与については、公務員法でも官民対応の原則や情勢適応の原則があるわけですし、これを踏みにじるだけじゃなくて、国公法では明確に「職員の給与は、その官職の職務と責任

に依拠してこれをなす」という給与の根本基準が決められているわけですが、これを否定することにもなるわけですね。現行の給与法四条でも、職員の俸給は、「その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ」と定めているので、財政事情が中心で公務員の給与が決まられるというようなことは、先ほど大蔵省も何か財政事情を言っていました。そういうことは一切ここに書かれていない。

私は人事院総裁にお伺いしますけれども、公正、民主、科学的な人事行政の機関として自認している人事院として、こうした不慣れた措置に對してどういう考えを持っておられるのか、人事院の存在意義そのものも問われている問題だと思っております。今後の問題も含めてお考えをお聞きたい。

○藤井政府委員 繰り返し申し上げておりますように、給与に関する人事院の勧告というものは、非常に基本的な問題につながることでございまして、事改めてここに繰り返す必要もございませんが、公務員についての労働基本権が制約せられざるを得ないという観点から基本権がそれぞれ制限を受けておるわけでございまして、これに対する代償措置ということで勧告制度というものが設けられておるのでございまして、これは基本的な公務員制度自体の中核でございまして、

こういうことから、従来もこの取り扱いをめぐってはいろいろ各方面で御議論もいただき、また御心配もいただきました結果、すでに昭和四十五年以來、時期、内容ともに完全実施というべき慣行が確立されて今日まで来ておるわけでございまして、この勧告は、制度のたてまえからいって当然に尊重をされるという基本的な姿勢が貫かれなければならぬというふうに考えております。そういう意味合いで、国家財政をめぐる諸般の

大変厳しい情勢あるいは行政改革の必要性、そういう諸般の情勢があることは、私自身も重々承知はいたしておりますけれども、それとこれとはやはり別個の問題でございまして、あくまで給与の勧告が基本的に尊重されなければならぬというのは、公務員制度の鉄則であると思っております。したがって、これについての制約あるいは削減措置というものが講ぜられたことに對しましては、諸般の事情を考慮に入れながらも、なお大変遺憾であるというふうに申さざるを得ないというところは繰り返し申し上げておるとおりでございます。

○中務委員 いま人事院総裁も、この問題は公務員制度の鉄則であるということを話されているのですが、担当大臣として総務長官の認識はいかがですか。

○田邊国務大臣 長い間の人事院勧告に従って給与というものは実施をされてまいりました。しかし、今回の異常な事態、また経済情勢の非常に厳しい中で今回の措置がとられたわけでございまして、私といたしましては、円満な労使関係を維持していくために、でき得る限りの努力を払ってこの人事院勧告に沿って対応をしてまいりたい、そういう考え方でございまして、

○中務委員 今後の問題と関連して、後にもう一度お伺いしますが、その前に、人事院総裁に具体的な問題でお尋ねしますが、今度の値切り措置と来年度の人事との関係の問題です。

来年度の公務員給与実態調査で、俸給表等について実際に支給されたものを使われるのか、すべてての職員に給与改定が本年四月一日から実施されたものとみなした、いわゆる仮定俸給表を使うのか、あるいは期末・勤勉手当はどうされるのか、新ベースによる支給月数に引き戻して官民比較をやるのか、あるいは旧ベースのままの支給月数で官民比較をやるのか、いろいろな問題が出てくる

と思うのです。いずれにしても、来年度の人事作業は従来になかった新しい問題をいれ込むことになるわけですが、いま例を挙げましたけれども、人事院としてこういう問題についてどう対処をされるのかということ。もう一つは、さっきは公務員制度の鉄則だという話もされました、削減は非常に遺憾だということも総裁はおっしゃった。そうすると、今回の値切り措置が確定した場合に、今後の人事院勧告等において何らかの補てん措置を講ずるお考えがあるのか、そういう点について二点お伺いしたいと思います。

○藤井政府委員 お答えをいたします。

第一点でございますが、今度の取り扱い措置は、これを内容とする法案として国会で御審議をいただいております。国会でもってどういう結論が出ますか、その上でこのことであらうと思っておりますが、人事院の基本的な態度は変わりございません。すなわち、いろいろな情勢がございまいしょうと、従来のベースで来年度につきましても給与の勧告作業の基本調査というものは実施をいたしてまいります。すなわち、来年の一月になりますと、御承知のように一月十五日現在で公務員の実態を詳細に調査いたします。これをもとにいたしまして、四月における民間給与というものを調査、比較検討の結果、結論を出すというところをやっておりますが、その基本的なやり方自体については変えるつもりはございません。従来どおりやってまいります。したがって、あくまで公務員給与の実態の調査でございまして、仮定の俸給等のことは考えません。実態はあくまでこうだということでございますから、それとの比較でもって来年度はどうなるか。普通でいけば、ことしの場合、勧告が完全実施されたとした場合よりも削減があったとすれば、その点が端的に来年度の差額の点に影響してくる、これは当然の

こととございまして、その結果を厳密な資料のものと積み重ねて結論を出してまいる所存でございます。

それから、今度値切られたことに對する将来の補てんの問題ということでございまして、これは国会並びに内閣に對して勧告をいたしまして、法案の処理の形で国会でもって最終結論が出るわけでございます。したがって、それについてのわれわれの見解は、内心いろいろ思うこともございまいしうけれども、これは最高の意思決定機関である国会で決まることとございまして、決まった結果というものは、そのままで受け取らざるを得ないということとございまして。したがって、給与の取り扱いに關する最終の国家意思というものがそのように決定をせられた上は、本年度の給与勧告に對する取り扱いというものが最終決定を見るわけとございまして、その点については将来の調査の結果による較差の問題あるいはこれに基づく勧告の問題で処理をしていくことに相なりまして、したがって、ことしのいわゆる値切り分に對する補てん措置その他のことは、人事院としては考えるつもりはございません。

○中路委員 先ほどの論議を聞いていますと、来年度もまた財源不足を口実にして値切られるおそれが十分あるわけですね。

私は、先日の十一月十二日の当委員会、数年前までは少なくとも五％は組んでいたわけですが、五十六年度の予算には最初一％しか組まれていなかった、この問題について中山総務長官にお尋ねした際に、中山総務長官は、こう答弁されているのです。閣議のお話をして、「当日の記録にも明確に載っておりますけれども、私は、一％の予算編成方針というものは問題点があるのではない、消費者物価上昇の予測値とかいろいろなものを含めて、この一％という数字についてははなはだ疑問を持つ、こういうふうなことを発言い

たしております。しかし政府は、ここ数年来の歴史の中でごらんのように、人事院勧告が出た際には、それなりの財政措置をとってきておりますので、そのような措置をとりたい、こういうことで、私としてはこの予算の編成方針に賛意を表した」ということを言っておられるのです。大臣は、一％に自分も大きな疑問を持っていた、しかし、勧告が出れば財政措置をとるのだという閣議の話だったから、自分は担当大臣として一応賛意を表したのだという答弁をされている。

それで、私はその後、これは意図的に財源不足がつくり出されるということではないかということとで、内閣改造で総務長官がかわられる場合もあると思いますが、今後こうした事態が起きないよう、次の大臣にも予算編成期にこの問題について全力を挙げてもらいたいという趣旨のお話をしております。大臣が今度かわられたわけですから、それについて中山前総務長官は、御指摘の点を十分踏まえて、公務員の諸君の期待にこたえられるように努力するということと答弁されてはいますが、そういう点で、来年度は二度とこうした不法な値切りは絶対にやらないと担当大臣として確約できるのかどうかという問題です。

それから、人勧の値切りの口実となったこうした最近の予算の措置、こうした問題について、少なくとも今年度の人勧水準並みにするか、人勧が出たときに必要な財源措置をとるといふ何らかの保証をやはり明確にすべきだといふふうに考えるわけですが、大臣、いかがですか。

○田邊國務大臣 いま中山前総務長官のお話が出てまいりましたけれども、私も中山前長官と同じ考えを踏襲してまいる考えでございます。

また、予算編成も、五十七年度の予算編成の大纲が出てまいる時期になりました。したがって、私も、この問題については閣議の中で担当大臣としての意見を十分率直に申し上げ、円満な努

使のこの慣行を尊重する上においても、大事な給与問題でございまして、十分これに対応をしていく考えでございます。

○中路委員 この点について、先ほど人事院総裁のお考えもお聞きしていますけれども、いま人事院勧告制度そのものが事実上崩れようとしている、問われているときですから、来年の勧告も含めて、人事院総裁からももう一度決意を伺ってみたい。

○藤井政府委員 現行の制度が存続されてまいります限り、給与勧告に對しての人事院の態度は一切変わりはない、また変えるべきではないというつもりでございます。したがって、来年度についても同じペースで、同じ方法で調査その他の基本的な問題も処理をいたしまして、必要があれば、所要の勧告その他の措置を講じていく、その基本的な態度は変わりございません。

○中路委員 あと、もう若干しかありませんので、二問で終わりますが、先ほど取り上げられなかった問題に關連して私もお聞きしたいのです。

防衛庁長官に對してですが、先ほどお話しになりました朝日新聞の十二月九日の「關係に聞く」という中で、防衛庁長官は「鈴木総理も在任中は一％を超えさせない」と言っておられる。私の在任中もこの方針に従いたい」と言っておられますが、これは全く事実と違ふのです。鈴木総理は、在任中一％を超えさせない、そう言っていないじゃないですか。これはさきの臨時国会の参議院の行政改革特別委員会の締めくくり総括で、私どもの中議員が、五六中業、いわゆる六十二年までの五六中業の期間中一％内というのを守るのかという質問をしています。それに対して鈴木総理は、こう答弁されております。五六中業の作業に当たっては、GNPの一％を超えさせない方針のもとに「防衛計画の大綱」を達成する、この方針に何ら変わりはないということとを答弁されていま

す。鈴木総理の在任中ではないのです。いわゆる五六中業の達成の中でもこの一％を超えないという方針に変わりはないという答弁をされているのですが、防衛庁長官が新任になって、この総理の国会答弁をこきりかきして、少なくとも八三年ぐらいには一％を超えてもやむを得ないんだという話にこの「關係に聞く」という中では受け取れるのですが、この点では全く防衛庁長官と総理の見解も重要な問題で違ふということになります。総理の見解と明らかに違ふでしょう。あなたはそれで「私の在任中もこの方針に従いたい。」とすると、六十二年まで防衛庁長官をやるといふのですか、お聞きしたい。

○伊藤國務大臣 総理大臣が答弁されたとおりでございます。

○中路委員 それでは、この朝日新聞の「結果として一％を超えることもありうる」ということとか「鈴木総理も在任中は一％を超えさせない」といっておられる」といふのは取り消されますか。

○伊藤國務大臣 総理大臣の答弁のかきの中の答弁として御理解いただきたいと思ひます。

○中路委員 F15とかP3Cも五十七年、八年に分割発注ということとで、そうなってきたと、五十八年度にはGNP一％も突破するのではないかと、いふことも言われている。そういう点で、こういう新聞の記事の中で重要な国会における総理の答弁が事実上崩れるということは大変けしからぬといふふうに思ひますので、その点は明確に私は指摘しておきたいと思ひます。

最後に、一問ですが、これは簡略にします。岩垂議員も質問された問題ですが、私は十二月の初旬に厚木の航空基地を視察をさせていただきまして、今度P3Cの受け入れの司令部の鉄筋の三階建ての建物を見させていただきました。まさに米軍の司令部と隣り合わせ、一体のところにつくられて

いますし、格納庫はいま一個できたわけですね。しかし、現場の司令官の話ですと、二機しか入らないから、当然今後ともこの基地の拡張、格納庫の増設を含めてお願いしたいと言っています。現地で心配していますように、これは神奈川県も含めて、この基地の撤去については強い要望を出しているところですが、恒久化につながるということも明白です。第一、一機百十億も超える航空機です。先ほどお話しのように、アメリカでは財政難でP3C調達中止も問題になっているわけですから、一層海外の購入価格も上がるといふことにもなっています。しかも、先ほどの指摘のように、二十五日に入ってくる三機のうちの一号機は重要な個所に欠陥があるということが報道されています。すでに改善されたということが言われていますが、どういうルートで正確にこの一号機の欠陥の個所が修理をされたのか。もう四月に受け渡ししてから問題になっているわけですから、その経過を一言最初に簡単に聞きたい。

○福田政府委員 ただいま御質問ございましたP3Cの欠陥の報道につきましては、米国におきましてFMSの調達をいたしました三機のうちの初号機、第一号機に切削工作上の欠陥があったというところで、その改修をいたしたということ、その報告はことしの九月に正式に受けております。

○中略委員 いずれにしましても、いま大変な財政難と言われている中で、これも防衛庁長官がこの「関係に聞く」というところで「世論の変化に悪乗りするようなことはやるべきではない。」防衛費の拡大について余りはしやき回らないということも言っておられるのですが、悪乗りどころじやないですよ。

たとえば、先日の読売新聞の世論調査で、いまの予算の中で一番最初に削るといふもののトップは、五二%が軍需費なんです。軍事費なんです。

よ。世論の一番トップにこれを削るといふことが挙がっている。削って困るといふのは、五三%が社会保障費なんです。国民の世論ということになれば、これがいまの国民の世論なんです。そういう中で、こうした膨大な価格の航空機を大量に購入するということは、私は中止をすべきだと思えますし、地元の神奈川県だけでなく、たとえば地元紙である一般新聞の神奈川新聞も、十二月二十日にP3Cの配備に反対だという社説も掲げています。これが世論であり県民の声なんです。

最後に、防衛庁長官に、もう目前に迫っていますが、二十五日の配備について中止をさせる考えはないかどうかをお聞きして、終わりたいと思います。

○伊藤国務大臣 中止をする考えはありませんけれども、本日の委員会のいろいろの御議論は十分参考になりました。これからの防衛問題に取り組んでまいりたいと思います。

○石井委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○石井委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤信二君。

○佐藤(信)委員 私は、自由民主党を代表して、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

これら四法案の内容は、本年八月の人事院勧告に基づき、一般職及び特別職の職員並びに防衛庁職員の俸給及び諸手当の改善を行うとともに、俸給月額の設定が一年延期されることとなる指定職及び本省課長等の職員に係る退職手当の額の計算について特例を設けようとするものであります。本年の財政事情は、大変厳しかった昨年よりもさらに厳しく、国債の残高が本年度末で八十二兆円に上ること示されるように、国の行財政全体が危機的な状況にあり、政府においては、第二次臨時行政調査会を設置する等、この難局の打開に努力されようとしているわけであり、

このような中で、人事院勧告の取り扱いについては、政府としては、これを基本的に尊重するたてまえに立って検討を加えてきたところであり、臨時行政調査会の第一次答申、さきの臨時国会の終盤における各党間の話し合い等を踏まえて決着を見たところであります。

政府としては、労働基本権の制約及びこれまで維持されてきた良好な労使関係、現下の厳しい財政事情、行財政改革が推進されている中で、国民世論の動向等を総合的に勘案しつつ、人事院勧告の実施のために誠実に可能な限りのことを尽くした結果、臨時、緊急の措置としてその取り扱いを決定したものであり、現下の厳しい経済社会情勢と窮迫した財政状況等を考慮すれば、十分とは言えないが、今回の措置の内容はやむを得ないものと考えます。

以上を理由をもちまして、私は、自由民主党を代表して、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について賛成するものであります。

○石井委員長 次に、上田卓三君。

○上田(卓)委員 日本社会党を代表して、一般職職員給与法一部改正案等四案に対し、反対の立場

から討論を行います。

今回提案された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、給与改定財源の九百億円、人事院勧告の〇・四六%を値切ったものであります。もしこれが成立するならば、戦後二十数年にわたる勧告制度の歴史と、十年間の四月完全実施の慣行を政府みずから否定し、公務内における近代的労使関係確立のための幾多の血のにじむ努力とその犠牲を一夜にして無に帰すこととなるのであります。

現行の勧告制度は、公務員労働者から労働基本権を剝奪した代償措置として位置づけられてきたが、公務員労働者の賃金、労働条件の最も大きな解決手段を一方的に否定する限りにおいて、もはや代償措置論は成り立たないし、同時に、憲法に保障された生存権を公務員労働者から奪う行為と言わざるを得ないのであります。

そして、このことは民間、三公五現に準拠し、社会一般の情勢を反映して勧告される現在の官民比較方法への政府の不当な介入でもあるからであります。また、ひとしく労働基本権剝奪の代償と位置づけられてきた仲裁裁定と人事院勧告の取り扱いを区分することは、官公労働者に差別と分断を持ち込むことにはかならないのであります。

公務員二法の強行、行政改革による首切り合理化、そして人事院勧告の値切りと続く一連の公務員攻撃の諸政策は、単にそれのみにとまるとはならず、必ずや他の労働者、勤労国民に波及する質を持った攻撃であります。それは財界主導による第二臨調答申を錦の御旗とし、軍事費を聖域にし、福祉や国民生活を犠牲にして行政改革を進めようとする政府・自民党の反国民的政治姿勢と共通するものであります。

わが党は、あくまで公務員労働者の労働基本権、生存権を守り、広く勤労国民の利益を守る立場から、今回の給与法改正案に強く抗議し、四案

に反対の意を表明し、討論を終わります。(拍手)

○石井委員長 中路雅弘君。

○中路委員 私は、日本共産党を代表して、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案並びに国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対し、これら四案のいずれにも反対する立場から討論を行います。

まず初めに、一般職給与法案についてであります。

わが党は、指定職高位号俸の給与改善実施を一年間繰り延べるという形で高給給与の凍結に反対するものではありません。しかし、本案に賛成できない最大の理由は、民間労働者の賃上げ相場はもとより、物価上昇にさへ及ばない、きわめて不満足な給与改善勧告をさらに値切ろうとしていることです。

第一に、今回の値切り措置は、公務員労働者の実質賃金の切り下げ、人事院の不十分な代償機能の一層の空洞化、慣熟した健全な労使慣行の破壊を目指すものであり、断じて容認することはできません。

しかも第二に、今回の措置は、憲法の労働基本権保障規定への真つ向うからの挑戦であるばかりか、政府がILOなどで表明してきた公務員労働基本権制約合理化の最大の論拠をみづから否定するものであり、国際的な公務労働関係の趨勢にも逆行するものであります。

第三に、今回の措置が、国民生活攻撃、財界奉仕、軍拡推進の臨調路線に全面的に呼応し、恩給、年金など社会保障給付水準の低位平準化や、中小零細企業労働者など広範な民間労働者の賃上げ抑制の突破口とされていることであります。

こうした措置が、参議院行政改革特別委員会を舞台にした、わが党を除く与野党の合意のもとに

やられたことについてもきわめて重要であると考えます。

次に、特別職給与法案と防衛庁職員給与法案についてであります。

これら二法案が、内閣総理大臣や国務大臣等の給与改定を据え置き、高級大使や高級自衛官、高級参事官等の給与改定実施を一年繰り延べたことばきわめて当然であります。しかし、秘書官や圧倒的多数を占める曹士自衛官などの給与改善を一般職に準じて値切ることは容認することはできません。

最後に、退職手当法改正案についてであります。

給与改善勧告値切りに伴う退職金の逆転防止を内容とする本案は、俸給や諸手当の逆転防止措置と同じように各給与法案に盛り込むべきところ、退職手当法がすべての国家公務員に適用されることになっていることから一本化されたにすぎず、一連の給与改善勧告値切り給与法案と一体をなすものであります。したがって、今回の給与改善勧告値切り措置に反対する見地からは、本案それ自体として一定の改良法案とはいえず、これに賛成することはできません。

以上、給与関連四法案に対する基本的な見地を表明し、あわせて、政府と人事院に対し、今回の値切り分を何らかの形で速やかに補てんする措置を講ずるとともに、今後再びこうした不当な措置をとることがないよう重ねて強く要求して、日本共産党を代表しての反対討論を終わります。(拍手)

○石井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石井委員長 これより順次採決に入ります。まず、一般職の職員給与に関する法律の一部を

改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○石井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石井委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「十九万五千円」を「二十万五千円」に改め、同項第二号中「三万八千円」を「三万九千五百円」に改める。

第十一条第三項中「一千万円」を「一億二千万円」に、「七千五百円」を「八千円」に改める。

第十一条の三第二項第一号、第十一条の四及び第十一条の五中「百分の八」を「百分の九」に改める。

第十一条の七第一項第一号中「七千円」を「九千円」に改め、同条第二項第一号中「一万四千五百円」を「一万六千五百円」に、「七千円」を「九千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号及び第三号中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第十三条の四第三項中「百分の八をこえない」を「百分の九を超えない」に改める。

第二十二條第一項中「二万二千二百円」を「二万二千三百円」に改める。

附則に次の一項を加える。

16 人事院は、昭和六十一年十二月三十一日まで、に第十三条の四に規定する筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	296,600	230,200	—	—	—	118,900	101,900	—
2	309,100	239,800	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	321,600	249,500	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	334,100	259,200	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	346,600	269,200	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	359,000	279,200	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	371,400	289,200	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	383,700	298,900	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	396,000	308,600	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	408,100	318,000	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	417,500	327,200	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	423,600	336,100	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	429,700	343,900	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	435,300	350,000	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	440,100	356,100	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16		360,400	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17			321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18			325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	
19			329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	
20			333,200	296,600	252,000	211,000		
21				300,200	254,500	213,300		
22				303,800	256,900	215,500		
23					259,300	217,700		
24					261,700	219,900		
25					264,100			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	169,900	143,600	117,700	104,000	84,100	75,100
2	175,600	148,700	122,800	108,500	86,600	77,300
3	181,300	154,000	127,900	113,000	89,500	79,500
4	187,100	159,300	133,200	117,700	92,400	81,800
5	193,300	164,600	138,400	122,300	95,700	84,100
6	199,500	169,900	143,600	126,900	99,500	86,500
7	206,000	175,200	148,400	131,400	104,000	89,300
8	212,700	180,600	153,200	135,800	108,500	92,100
9	219,300	185,800	158,000	140,100	112,900	95,300
10	225,800	190,500	162,800	144,400	117,300	99,000
11	232,300	195,200	167,000	148,700	121,500	102,800
12	238,800	199,900	171,200	152,700	125,600	106,700
13	245,200	204,500	175,400	156,700	129,300	110,600
14	251,500	209,100	179,600	160,500	132,800	114,400
15	257,000	213,600	183,700	164,100	135,900	117,800
16	262,500	218,100	187,700	167,400	138,600	121,000
17	267,900	222,400	191,700	170,600	141,200	124,100
18	273,200	226,700	195,700	173,700	143,700	126,400
19	278,000	230,900	199,600	176,700	146,200	128,700
20	282,500	234,900	203,000	179,100	148,500	131,000
21	286,500	238,700	205,800	181,100	150,500	132,900
22	290,500	242,400	208,100	183,100	152,400	134,800
23	294,500	245,700	210,400	185,100	154,300	136,700
24	297,700	249,000	212,400	187,000	156,200	138,600
25		251,400	214,400	188,900	158,000	140,500
26			216,400			142,300
27			218,400			144,100
28						145,900
29						147,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表（第六条関係）

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	309,300	259,200					136,800	115,500	
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	165,800	143,300	121,400	92,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	172,900	149,800	127,400	95,900
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	180,100	156,100	133,700	99,700
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	187,300	162,400	138,900	104,000
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	194,500	168,300	143,100	108,300
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	201,700	174,100	146,900	112,800
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	208,900	179,000	150,100	116,500
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	215,700	183,800	153,300	119,100
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	222,500	188,400	156,500	121,400
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	229,200	192,900	159,700	123,700
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	235,800	197,400	162,700	125,600
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	242,400	201,400	165,700	127,500
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	247,100	205,100	168,500	129,400
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	251,200	208,200	170,600	131,000
16		390,400	358,100	341,200	307,200	255,300	211,300		
17		394,800	365,500	347,400	312,600	259,200	213,500		
18			369,600	351,300	317,800	262,300			
19			373,700	355,100	322,600	265,300			
20				358,900	326,200	267,700			
21					329,800	270,100			
22					333,400				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表(ニ)

職務の 等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	309,300	259,200	—	—	—	—	117,900	104,400	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	152,100	124,700	108,400	96,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	159,100	131,500	112,500	100,200
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	166,200	138,400	117,600	104,200
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	173,300	145,300	124,200	108,200
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	180,600	151,700	130,800	112,300
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	187,900	158,100	137,400	117,300
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	195,200	164,400	143,900	123,500
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	202,300	170,700	149,800	129,900
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	209,500	177,000	155,700	136,300
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	216,400	183,300	161,800	142,700
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	223,200	189,600	167,900	148,500
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	230,000	195,800	174,100	154,300
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	236,600	201,900	180,300	160,400
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	243,100	207,900	186,400	166,400
16		390,400	358,100	341,200	307,200	249,400	213,900	192,400	172,400
17		394,800	365,500	347,400	312,600	255,700	219,900	198,100	178,400
18			369,600	351,300	317,800	262,000	226,000	203,600	184,000
19			373,700	355,100	322,600	268,300	232,300	209,100	189,300
20				358,900	326,200	274,100	238,600	214,600	194,500
21					329,800	279,600	244,900	220,100	199,700
22					333,400	285,100	251,200	225,600	204,900
23					337,000	290,500	257,500	231,100	210,100
24						295,400	263,300	236,600	215,300
25						298,600	268,800	242,100	220,500
26						301,600	274,300	247,600	225,700
27						304,600	279,700	252,700	230,800
28						307,600	284,600	257,800	235,500
29						310,600	287,800	262,200	240,200
30							290,800	266,500	244,100
31							293,800	270,700	247,900
32							296,700	273,400	251,700
33							299,600	276,100	255,500
34									258,100

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の 等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	309,300	259,200	—	—	—	—	136,800	115,500	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	165,800	143,300	121,400	92,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	172,900	149,800	127,400	95,900
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	180,100	156,100	133,700	99,900
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	187,300	162,400	138,900	104,500
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	194,500	168,300	143,700	109,200
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	201,700	174,100	148,400	114,100
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	208,900	179,300	153,000	118,400
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	215,700	184,500	157,400	122,500
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	222,500	189,600	161,600	126,200
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	229,200	194,600	165,800	129,800
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	235,800	199,400	170,000	133,400
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	242,400	204,200	174,200	136,900
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	247,900	208,900	178,400	140,300
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	252,700	213,600	182,200	143,600
16		390,400	358,100	341,200	307,200	257,300	217,600	185,900	146,900
17		394,800	365,500	347,400	312,600	261,700	221,600	189,100	150,100
18			369,600	351,300	317,800	265,000	225,100	192,300	153,000
19			373,700	355,100	322,600	268,000	228,200	194,400	155,800
20				358,900	326,200	270,500	230,400		158,500
21					329,800	272,900	232,600		161,100
22					333,400	275,300	234,800		163,100
23							237,000		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	296,200	243,000	198,700	164,800	127,400	—
2	307,200	253,600	207,500	172,700	134,000	98,500
3	318,200	264,200	216,300	180,700	141,400	103,000
4	329,200	274,800	225,100	188,800	148,700	108,900
5	340,000	285,300	233,800	196,900	155,900	114,800
6	350,500	295,600	242,400	204,500	162,700	120,700
7	361,000	305,900	251,000	212,000	168,900	126,600
8	371,400	315,900	259,100	219,200	174,900	132,400
9	381,700	325,900	267,100	226,300	180,900	138,200
10	390,700	335,600	274,400	233,200	186,800	143,900
11	399,300	344,900	281,600	239,800	192,200	149,200
12	406,400	353,600	288,800	246,300	197,100	153,000
13	413,500	362,300	296,000	252,500	202,000	156,500
14	420,400	370,200	302,900	258,700	206,700	159,900
15	426,300	377,300	309,500	264,800	211,300	163,200
16	431,700	383,600	315,700	270,800	215,600	166,200
17	436,300	389,900	321,900	276,600	219,900	169,200
18		395,500	326,500	282,000	223,200	172,200
19		399,600	330,200	285,400		175,100
20			333,900	288,800		177,200
21			337,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(一)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	195,500	158,100	129,100	104,700	85,300
2	201,800	164,400	134,500	108,900	87,600
3	208,100	170,700	140,000	113,700	90,100
4	214,400	177,000	145,500	118,700	93,000
5	220,700	183,300	151,700	123,700	96,500
6	227,100	189,500	157,900	128,700	100,200
7	233,700	195,500	164,100	133,800	104,400
8	240,600	201,000	170,300	138,900	108,600
9	247,400	206,400	176,500	144,100	113,100
10	254,200	211,500	182,600	149,300	118,000
11	261,000	216,600	188,400	154,500	122,900
12	267,800	221,700	193,300	159,700	127,800
13	274,600	226,600	198,200	164,700	132,800
14	281,200	231,500	203,000	169,600	137,800
15	287,300	236,400	207,600	174,300	142,200
16	293,000	241,300	212,000	178,900	146,600
17	298,600	246,100	216,100	183,400	150,800
18	304,100	250,800	220,100	187,700	155,000
19	309,100	255,400	223,800	191,900	159,100
20	314,100	259,400	227,200	195,500	162,800
21	318,300	263,400	230,000	198,700	165,600
22	322,500	266,300	232,700	201,600	168,200
23	326,700	269,200	235,300	204,300	170,200
24	330,100	272,100	237,500	206,800	
25			239,700	208,900	
26			241,900		
27			244,100		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	165,600	120,600	98,100
2	—	193,000	173,100	128,000	102,400
3	248,100	201,700	180,700	135,500	107,000
4	257,600	210,400	188,400	143,000	112,700
5	267,100	219,100	196,400	150,500	118,500
6	276,600	227,900	204,500	158,000	124,900
7	286,100	236,700	212,700	165,500	131,300
8	295,600	245,600	220,800	173,000	138,200
9	305,100	254,500	228,900	180,500	145,100
10	314,700	263,100	236,800	188,000	152,100
11	324,300	271,700	244,600	195,500	159,100
12	333,900	279,900	252,400	202,800	165,700
13	343,500	287,300	260,200	210,000	172,100
14	353,200	294,500	267,800	216,200	178,000
15	362,900	301,600	274,900	222,400	183,700
16	372,600	308,500	282,000	228,000	189,200
17	382,300	315,200	289,000	233,500	194,400
18	391,600	321,900	295,700	238,900	199,500
19	399,900	328,600	302,400	244,300	204,600
20	408,200	335,100	309,100	249,600	209,500
21	416,500	341,000	315,500	254,800	214,100
22	424,400	346,900	321,800	260,000	218,700
23	431,500	352,800	327,600	264,900	223,200
24	437,000	358,200	332,900	269,700	227,500
25	441,800	363,600	336,800	274,300	230,900
26	446,600	368,400	340,000	278,500	234,200
27		371,900		281,700	237,500
28				284,800	240,800
29				287,800	243,300
30					245,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	288,500	—	108,000	—
2	296,800	212,300	113,300	90,900
3	305,100	220,100	119,800	94,200
4	313,400	227,900	126,400	98,000
5	321,700	235,700	132,900	101,900
6	330,000	243,500	139,400	106,500
7	338,300	251,400	145,900	111,700
8	346,600	259,300	152,300	117,500
9	354,900	267,200	158,700	123,600
10	363,000	275,100	165,100	129,900
11	370,700	282,900	171,600	136,200
12	378,100	290,700	178,400	142,300
13	385,200	298,400	185,800	148,400
14	392,200	306,000	193,400	154,400
15	396,800	313,400	201,100	160,400
16		320,800	208,800	166,400
17		328,200	216,400	172,400
18		335,600	223,900	178,400
19		342,900	231,300	184,400
20		350,100	238,800	190,200
21		356,600	246,300	195,400
22		363,100	253,700	200,500
23		369,400	261,100	205,300
24		375,700	268,500	210,000
25		379,900	275,800	214,500
26			282,400	219,000
27			288,900	223,500
28			295,400	227,700
29			301,900	231,600
30			308,300	235,400
31			313,900	238,500
32			319,300	241,600
33			323,900	244,600
34			328,100	247,400
35			332,200	249,600
36			336,200	
37			339,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(白)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	285,700	—	98,000	—
2	293,000	180,800	103,000	90,900
3	300,300	188,700	108,000	94,200
4	307,700	196,600	113,300	98,000
5	315,100	204,500	119,800	101,900
6	322,300	212,300	126,400	106,500
7	329,500	220,100	132,900	111,700
8	336,600	227,900	139,400	117,500
9	343,100	235,700	145,900	123,600
10	349,600	243,500	152,300	129,800
11	355,400	251,300	158,700	136,000
12	361,200	259,000	165,100	141,900
13	366,000	266,100	171,600	147,700
14	370,800	273,100	178,400	153,300
15	374,900	280,100	185,800	158,900
16		286,900	193,400	164,300
17		293,700	201,100	169,600
18		300,400	208,800	174,800
19		307,100	216,400	179,900
20		313,700	223,900	184,900
21		320,300	231,300	189,600
22		326,400	238,700	193,900
23		332,100	246,100	198,200
24		337,200	253,400	202,100
25		341,600	260,100	205,700
26		345,300	266,600	208,700
27		348,300	273,100	211,700
28		351,300	279,100	214,300
29		354,300	284,900	216,600
30			290,500	218,800
31			295,900	220,900
32			301,300	
33			306,000	
34			310,700	
35			314,900	
36			318,600	
37			322,300	
38			326,000	
39			328,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	324,200	—	165,600	129,000	101,900
2	333,800	210,400	173,100	136,100	107,900
3	343,400	219,100	180,700	143,300	114,100
4	353,100	227,900	188,400	150,700	120,600
5	362,800	236,700	196,400	158,100	127,200
6	372,500	245,600	204,500	165,500	134,000
7	382,200	254,500	212,800	173,000	140,800
8	391,600	263,100	221,200	180,500	147,600
9	399,900	271,700	229,800	188,000	154,500
10	408,200	279,900	238,700	195,500	161,300
11	416,500	287,800	247,600	203,100	167,900
12	424,400	295,600	256,200	210,900	174,300
13	431,500	305,100	264,800	218,700	180,700
14	437,100	314,700	272,900	226,500	186,700
15	441,900	324,300	280,800	234,300	192,700
16	446,700	333,900	288,400	242,000	198,300
17		343,500	295,900	249,200	203,700
18		353,200	303,200	256,200	209,100
19		362,900	310,200	263,200	214,000
20		372,600	316,900	270,000	218,900
21		381,100	323,600	276,800	223,500
22		386,700	330,200	283,400	228,000
23		392,200	336,100	290,000	232,500
24		397,700	341,900	296,500	236,600
25		403,200	347,300	302,900	240,500
26		408,300	352,300	309,100	244,200
27		412,600	357,300	315,300	247,100
28		416,900	360,800	321,000	250,000
29				326,600	
30				331,600	
31				336,500	
32				341,200	
33				344,500	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表（第六条関係）

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	106,400	91,700	—
2	—	—	111,900	95,100	83,500
3	—	—	118,700	99,300	86,000
4	238,500	171,400	125,500	103,800	88,800
5	248,100	179,600	132,300	108,500	91,700
6	257,900	187,800	139,100	114,500	95,000
7	267,900	196,100	146,000	120,700	99,000
8	277,900	204,300	152,900	127,000	103,100
9	288,500	212,500	160,000	133,400	106,500
10	299,300	220,700	167,000	139,900	109,800
11	310,100	228,900	174,000	146,200	112,700
12	320,900	236,800	181,000	152,500	115,600
13	331,600	244,700	187,900	158,800	118,400
14	342,300	251,700	194,500	165,000	120,800
15	352,900	258,700	201,000	170,700	123,200
16	363,300	265,400	207,400	175,800	125,500
17	373,700	271,300	213,200	180,700	127,200
18	384,100	276,700	219,000	185,600	
19	394,500	282,100	224,700	190,300	
20	404,700	287,500	230,400	195,000	
21	413,400	292,800	236,100	199,600	
22	420,100	298,100	241,800	203,700	
23	425,900	302,900	247,500	207,100	
24	430,900	307,700	251,900	210,500	
25	435,900	312,000	256,300	213,200	
26	440,100	316,300	259,500	215,700	
27		319,800	262,700		
28			265,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	301,100	231,200	—	138,300
2	311,000	241,300	201,600	146,500
3	320,900	251,400	211,400	154,800
4	330,700	261,500	221,300	163,200
5	340,400	271,400	231,200	172,800
6	349,800	281,300	241,200	182,400
7	359,100	291,200	251,200	192,000
8	368,000	301,100	261,200	201,600
9	376,900	311,000	271,000	211,200
10	385,800	320,900	280,800	220,700
11	394,700	330,700	290,600	230,000
12	403,600	339,800	298,900	237,800
13	412,500	348,700	307,200	245,400
14	421,400	357,500	315,000	252,800
15	429,200	366,300	322,800	260,100
16	436,900	374,900	330,500	267,400
17	443,600	383,000	338,100	274,600
18	449,300	391,100	345,600	281,800
19	454,100	399,200	353,000	288,300
20	458,900	405,500	358,900	292,700
21		411,800	364,800	297,000
22		416,100	370,100	300,100
23		420,400	373,800	
24			377,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(一)

職務の 等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等 級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2 等 級 俸給月額	3 等 級 俸給月額	4 等 級 俸給月額	5 等 級 俸給月額	6 等 級 俸給月額
1	290,200	238,400	212,700	180,900	134,000	105,100	92,000	円—
2	300,900	248,400	220,700	188,600	140,400	110,000	95,800	86,000
3	311,600	258,400	228,700	196,300	146,800	115,800	99,700	88,900
4	322,400	268,500	237,000	204,100	153,300	121,600	103,900	91,800
5	333,200	278,600	245,300	211,900	159,800	127,400	108,800	95,300
6	344,000	288,700	253,600	219,600	166,300	133,200	114,400	98,900
7	354,800	298,600	262,000	227,300	172,800	139,100	120,100	102,600
8	365,500	308,400	270,200	235,100	179,700	145,000	125,200	106,000
9	376,200	318,000	278,400	242,900	186,600	150,700	129,700	109,100
10	386,900	327,200	286,600	250,700	193,500	156,400	134,200	111,900
11	393,300	336,100	294,700	258,500	200,200	162,100	138,500	114,400
12	398,900	343,900	302,400	266,000	206,600	167,200	142,500	116,900
13	404,500	350,000	309,900	272,900	213,000	172,200	146,300	118,500
14	409,700	356,100	316,000	279,600	219,300	177,200	149,900	
15	414,900	362,200	321,700	285,100	225,500	182,200	153,400	
16	419,400	366,500	325,600	290,400	231,400	187,000	156,900	
17			329,400	295,200	237,200	191,400	159,600	
18				299,900	242,700	195,500	162,300	
19				303,500	246,800	199,600	164,800	
20				307,100	250,300	203,300	166,800	
21					253,600	206,300		
22					256,100	208,600		
23					258,600	210,900		
24					261,000	213,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	208,400	162,700	139,300	103,700	90,300
2	215,800	168,900	144,800	108,400	93,600
3	223,400	175,200	150,500	113,300	96,900
4	231,000	181,600	156,300	118,500	100,300
5	238,900	188,100	162,200	123,700	103,700
6	247,000	194,800	168,100	128,900	108,400
7	255,100	201,400	173,900	134,000	113,200
8	263,100	208,000	179,700	139,100	118,300
9	271,100	214,500	185,500	144,100	123,500
10	279,100	220,900	191,300	149,100	128,500
11	287,000	227,200	197,100	154,100	133,400
12	294,900	233,500	202,900	159,000	138,300
13	302,600	239,800	208,700	163,900	142,900
14	310,000	246,100	214,500	168,600	147,500
15	317,400	252,400	220,300	173,300	152,000
16	324,200	258,700	225,900	178,000	156,400
17	330,900	265,000	231,500	182,700	160,800
18	337,100	271,200	237,000	187,300	165,000
19	342,900	277,400	242,500	191,800	169,200
20	346,700	283,400	247,700	196,200	173,300
21	350,400	288,700	252,900	200,600	177,400
22	354,100	292,700	258,000	205,000	181,500
23		296,700	262,100	209,400	185,300
24		300,700	266,000	213,800	188,500
25		303,900	269,700	218,200	191,700
26		307,100	272,700	222,600	194,700
27		309,800	275,700	226,500	197,600
28			278,200	230,400	200,500
29				234,000	202,700
30				236,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表（第六関係）

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					404,000
2					445,000
3					496,000
4					548,000
5					591,000
6					636,000
7					691,000
8					745,000
9					798,000
10					850,000
11					900,000
12					920,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一條の三第二項第一号、第十一條の四及び第十一條の五の改正規定、第十三條の四第三項の改正規定、第二十二條第一項の改正規定並びに別表第一から別表第八までの改正規定（別表第八に係る部分に限る。）は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用

する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）において、職員が俸給月額額の百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（以下「管理職員」という。）である期間（当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。）に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当（これらの給与の月額が他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の算定の基礎となる場合における当該他の手当を含む。）並びに初任給調整手当の額は、改正後の法の規定及び前項の規定にかか

わらず、従前の例による額（当該俸給につき附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合その他人事院が定める場合にあっては、これらの規定を適用して決定された号俸又は俸給月額につきこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額）とする。

4 調整期間において、管理職員である期間のある職員（この法律の施行の際改正前の法第十一條の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当（以下「経過の住居手当」という。）を支給することとされていた管理職員である職員のうち、改正後の法第十一條の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による場合に住居手当の額が改正前の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員（以下この項において「旧法有利職員」という。）を除く。）に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けていた経過の住居手当につき人事院規則で定める事由が生じた後に住居手当の支給を受けることとなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が改正後の法第十一條の七の規定による場合は支給されないこととなる期間又は当該職員の住居手当の額が同条の規定による場合は改正前の法第十一條の七の規定による額に達しないこととなる期間における当該職員の住居手当については、この限りでない。

（最高号俸等の切替等）

5 昭和五十六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

6 切替日から施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

8 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸

(住居手当に関する経過措置)

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和五十六年十二月二十一日

(同法附則第一項ただし書に規定する改正規定

昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する

十六年十二月二十一日

(管理職員の給与の特例等)

一 当該職員の受けるべき附則第三項の規定に

二 当該職員が改正後の法の規定の適用を受け

調整期間において、管理職員である期間のうち

前二項の規定に基づく手当の支給に関し必要

附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手

16 国家公務員法第八十条第四項の規定の適用に

附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適

する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条

19 改正後の法の規定を適用する場合において
は、改正前の法の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の法の規定による給与の内払とみ
なす。

(人事院規則への委任)

20 附則第五項から第十七項まで及び前項に定め
るもののほか、この法律の施行に關し必要な事
項は、人事院規則で定める。

(一般職の職員の給与に關する法律の一部を改
正する法律の一部改正)

21 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改
正する法律(昭和四十六年法律第百二十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第十五項を削り、附則第十六項を附則第
十五項とし、附則第十七項を削る。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和五十六年八
月七日付けの給与についての勧告にかんがみ、一
般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初
任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、
通勤手当及び筑波研究学園都市移転手当の額の改
定等を行うとともに、筑波研究学園都市移転手当
の改定に關する措置についての人事院の勧告の期
限を改める必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改
正する法律案

特別職の職員の給与に關する法律の一部を
改正する法律

特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四
年法律第百五十二号)の一部を次のように改正
する。

第三条第二項中「八十八万円」を「九十二万円」
に改め、同条第三項中「五十六万二千円」を「五十
九万九千円」に改める。

第四条第二項中「二万二千二百円」を「二万二千
三百円」に、「三万六千九百円」を「三万九千二
百円」に改める。

第九条中「二万二千二百円」を「二万二千三百円」
に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 内閣総理大臣及び國務大臣に支給する調整手
当の月額に關する第七条の二の規定の適用につ
いては、当分の間、同条の規定によりその例に
よることとされる一般職の職員の給与に關する
法律第十一条の三第二項第一号中「百分の九」
とあるのは、「百分の八」とする。

附則第四項から第六項までを削る。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇
〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「八八〇、〇
〇〇円」を「九二〇、〇〇〇円」に、「八七〇、〇〇
〇円」を「九一〇、〇〇〇円」に、「八五五、〇〇
〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に、「七五八、〇〇
〇円」を「七九八、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇
〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「八七〇、〇
〇〇円」を「九一〇、〇〇〇円」に、「八五五、〇〇
〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に、「七五八、〇〇
〇円」を「七九八、〇〇〇円」に、「六七五、〇〇
〇円」を「七一〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「三四七、〇〇〇円」
を「三六四、五〇〇円」に、「三一七、〇〇〇円」を
「三三三、五〇〇円」に、「二八七、〇〇〇円」を
「三〇三、〇〇〇円」に、「二五七、〇〇〇円」を
「二七〇、五〇〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を
「二四二、〇〇〇円」に、「二〇四、五〇〇円」を
「二一五、五〇〇円」に、「一八四、五〇〇円」を

「二九四、五〇〇円」に、「二六九、〇〇〇円」を
「二七八、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、第三条第二項、同条第三項、第四条第二
項、第九条、附則第三項、別表第一の俸給月額
の欄及び別表第二の俸給月額の欄の改正規定
は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の給与に關する法律
(以下「改正後の法」という。)別表第三の規定
は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 改正後の法の規定を適用する場合において
は、改正前の特別職の職員の給与に關する法律
の規定に基づいて支給された給与は、改正後の
法の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職
の職員の給与の額を改定する等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法
律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する
法律

国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第
百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

17 職員が昭和五十六年度中に退職した場合にお
ける退職手当の支給に關する法令の適用につい
ては、同年度内に俸給月額を改定する法令(そ
の施行の日が昭和五十七年四月一日までのもの
に限る。)が制定され、又はこれに準ずる給与率
則が定められた場合において、その者に係る当

該退職の日における俸給月額がその日の前日ま
でに当該改定があつたとした場合の当該退職の
日における俸給月額(以下「当該改定後の俸給
月額」という。)に達しないこととなるときは、
その者について適用される退職手当の額の計算
の基礎となる俸給月額は、当該改定後の俸給月
額とする。

18 前項の規定は、昭和五十六年度内に第五条第
三項の基本給月額の算出の基礎となるべき扶養
手当の月額又はこれに相当する給与の月額を改
定する法令(その施行の日が昭和五十七年四月
一日までのものに限る。)が制定され、又はこれ
に準ずる給与率則が定められた場合について準
用する。この場合において、前項中「俸給月額」
とあるのは、「基本給月額」と読み替えるものと
する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十六年度に俸給月額を改定する法令が制
定されることにより、同年度に退職する職員の間
の退職手当について不均衡が生ずることがあるこ
とにかんがみ、これを是正する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第
二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「五千四百五十円」を「五千
六百四十円」に改める。
第二十五条第二項中「五万三千五百円」を「五
万六千九百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号 俸	指 定 職	職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	404,000	1	326,300	253,300	—	159,900
2	445,000	2	340,000	263,800	225,400	167,000
3	496,000	3	353,800	274,500	234,000	174,300
4	548,000	4	367,600	285,200	242,800	181,900
5	591,000	5	381,300	296,200	251,600	191,000
6	636,000	6	395,000	307,200	260,700	199,000
7	691,000	7	408,600	318,200	269,800	207,200
8	745,000	8	422,200	328,900	279,000	215,400
9	798,000	9	435,700	339,500	288,300	223,700
10	850,000	10	449,000	349,900	297,300	232,000
11	900,000	11	459,200	360,000	306,300	240,400
		12	466,000	369,800	315,300	248,800
		13	472,700	378,400	324,200	257,200
		14	478,900	385,100	332,700	265,800
		15	484,200	391,800	341,000	274,500
		16		396,500	347,600	283,200
		17			353,900	291,700
		18			358,200	299,400
		19				306,800
		20				312,900
		21				318,400
		22				322,400

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表 (第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級	陸海空	将	補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	384,000	351,900	305,600	263,400	227,900	184,400	161,200	152,800	145,300	139,600	139,600	124,600	118,300	109,400	104,600	96,000	92,200	
2	423,000	366,100	316,900	272,500	236,100	192,200	168,600	156,700	152,900	147,200	147,200	132,100	124,200	113,800	109,000			
3	471,000	380,300	328,200	282,800	245,200	200,300	176,000	160,500	160,500	154,800	154,800	139,600	131,400	118,300	113,400			
4	521,000	394,500	339,200	293,800	254,300	208,400	183,400	167,600	167,600	161,900	161,900	147,200	138,600	123,600	117,800			
5	562,000	408,600	350,200	305,100	263,400	216,500	190,800	174,600	174,600	168,900	168,900	154,800	145,800	130,000				
6	604,000	422,700	361,200	316,400	272,500	224,400	198,300	181,600	181,600	175,900	175,900	161,900	152,900	136,300				
7	656,000	436,700	372,200	327,700	281,700	232,300	205,900	188,500	188,500	182,800	182,800	168,900	159,500	142,500				
8	708,000	450,600	383,200	338,700	290,900	239,900	213,400	195,400	195,400	189,700	189,700	175,900	166,100	148,700				
9	758,000	464,400	394,200	349,600	300,400	247,500	220,800	202,300	202,300	196,500	196,500	182,800	172,700	153,500				
10	808,000	475,000	405,200	359,900	309,900	255,100	228,100	209,200	209,200	203,300	203,300	189,700	189,700					
11	855,000	482,000	416,200	370,000	319,400	262,700	235,200	216,100	216,100	210,000	210,000	196,500	185,800					
12		488,900	427,200	379,800	328,800	270,300	242,300	222,900	222,900	216,700	216,700	203,200	192,300					
13			438,400	388,400	338,200	277,900	249,400	229,500	228,900	223,200	223,200	209,900	198,600					
14			446,100	395,100	347,500	285,100	256,500	236,100	235,400	229,700	229,700	216,200	204,800					
15			452,000	401,800	356,600	292,300	263,700	242,700	241,900	236,200	236,200	222,300	210,000					
16			457,900	406,800	365,600	299,500	271,000	249,400	248,600	242,800	242,800	228,400	214,900					
17			463,500	411,800	374,200	306,200	278,000	256,200	255,400	249,600	249,600	234,500	219,800					
18				416,800	380,900	350,900	284,800	263,100	262,300	256,400	256,400	240,300	224,500					
19				421,800	387,600	356,000	291,400	269,900	269,100	263,200	263,200	246,100	229,200					
20				426,800	392,600	361,000	297,800	276,600	275,700	269,800	269,800	251,900						
21					397,600	366,000	303,900	283,200	282,300	276,400	276,400	257,600						
22					402,600	371,000	309,900	289,600	288,700	282,800	282,800	263,300						
23						376,000	315,900	295,700	294,800	288,900	288,900	269,000						
24						345,400	321,300	301,700	300,800	294,900	294,900	274,200						
25						350,100	326,300	307,700	306,800	300,900	300,900	283,700						
26							331,300	313,100	312,200	306,300	306,300	305,800						
27							336,000	318,100	317,200	311,300	311,300	310,800						
28							340,700	323,100	322,200	316,000	316,000	315,500						
29							327,800	327,800	326,900	320,700	320,700							
30							332,500	331,600										

備考 この表の陸尉、海尉及び空尉の()欄に定める額の俸給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第二條 防衛庁職員給与法の一節を次のとおり改正する。
別表第二を次のとおり定める。

別表第二 自衛官俸給表(第四條、第五條、第六條、第二十八條の三関係)

階級	陸海空	将	補	陸海空	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	404,000	353,700	307,000	264,200	228,700	219,500	184,700	161,500	153,000	145,500	139,800	139,800	124,800	118,400	109,500	104,800	96,200		
2	445,000	368,000	318,400	273,400	236,900	227,600	192,600	168,900	156,900	153,100	147,400	147,400	132,300	124,300	113,900	109,200			
3	496,000	382,300	329,800	284,200	246,000	237,700	200,700	176,300	160,700	160,700	155,000	155,000	139,800	131,500	118,400	113,600			
4	548,000	396,500	340,900	295,200	255,100	235,700	208,800	183,700	167,800	167,800	162,100	162,100	147,400	138,800	123,700	118,000			
5	591,000	410,700	352,000	306,500	264,200	244,800	216,900	191,200	174,900	174,900	169,200	169,200	155,000	146,000	130,100				
6	636,000	424,900	363,100	317,900	273,400	253,800	224,900	198,700	181,900	181,900	176,200	176,200	162,100	153,100	136,400				
7	691,000	438,900	374,100	329,300	282,600	262,800	232,800	206,300	186,900	186,900	183,200	183,200	169,200	159,800	142,700				
8	745,000	452,900	385,100	340,300	291,900	271,800	240,400	213,800	195,800	195,800	190,100	190,100	176,200	166,400	148,900				
9	798,000	466,800	396,100	351,200	301,400	280,700	248,000	221,200	202,700	202,600	196,900	196,900	183,200	173,000	153,700				
10	850,000	477,500	407,100	361,600	311,000	289,400	255,600	228,600	209,600	209,400	203,700	203,700	190,100	179,600					
11	900,000	484,500	418,100	371,800	320,500	298,100	263,200	235,700	216,500	216,100	210,400	210,400	196,900	186,100					
12		491,400	429,100	381,600	330,000	306,800	270,800	242,800	223,300	222,800	217,100	217,100	203,600	192,600					
13			440,400	390,200	339,400	315,500	278,400	249,900	229,900	229,300	223,600	223,600	210,300	199,900					
14			440,200	396,000	348,800	325,000	285,000	257,000	236,500	235,800	230,100	230,100	216,600	206,100					
15			454,100	403,600	357,900	332,500	292,900	264,200	243,100	242,300	236,600	236,600	222,700	210,300					
16			460,000	408,600	366,900	340,000	300,100	271,500	249,800	249,000	243,200	243,200	228,800	215,200					
17			466,600	413,600	375,500	346,200	306,800	278,500	256,600	255,800	250,000	250,000	234,900	220,100					
18				418,600	382,200	351,900	313,100	285,300	263,500	262,700	256,800	256,800	240,700	224,800					
19				423,600	388,900	357,000	319,400	292,100	270,300	269,500	263,600	263,600	246,500	229,500					
20				428,600	393,900	362,000	325,600	298,500	277,100	276,100	270,200	270,200	252,300						
21					398,900	367,000	331,300	304,600	283,900	282,700	276,800	276,800	258,000						
22					403,900	372,000	336,300	310,600	289,300	289,100	283,200	283,200	263,700						
23						377,000	341,300	316,600	296,400	295,200	289,300	289,300	269,400						
24							346,000	322,000	302,400	301,200	295,300	295,300	274,600						
25							350,700	327,000	308,400	307,200	301,300	301,300	279,400						
26								332,000	313,800	312,600	306,700	306,700	284,100						
27								336,700	318,800	317,600	311,700	311,700							
28								341,400	323,800	322,600	316,400	316,400							
29									328,500	327,300	321,100	321,100							
30									333,200	332,000	326,000	326,000							

備考 この表の陸将、海将及び空将の(+)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附則

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）並びに第二条及び附則第十二項の規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2
第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。次項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）において、職員が次の各号に掲げる割合以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（以下「管理職員」という。）である期間（当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。）に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当（これらの給与の月額が他の手当（期末手当及び勤労手当を除く。）の算定の基礎となる場合における当該他の手当並びに航空手当及び落下さん隊員手当を含む。）並びに初任給調整手当の額は、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額（当該俸給につき附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける場合その他総理府令で定める場合にあつては、これらの規定を適用して決定された俸給月額に対応する第一号の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第二、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七までに定める額をその）他これに準ずるものとして総理府令で定め

附則第五項において同じとする。

新法第四条第一項に規定する参事官等にあつては、俸給月額額の百分の五

二 新法第四条第二項に規定する事務官等にあつては、俸給月額額の百分の二十

三 自衛官にあつては、俸給月額の百分の六

る職員はその管理職員である期間における任用手当及び通勤手当については、新法の規定及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の管理職員である期間のある日」(同法第三十條)とある。

(俸給の切替え)

5 昭和五十六年四月一日（以下「切替日」とい
う。）における職員の俸給月額は、附則第七項に
定めるものを除き、切替日の前日においてその

者は、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に對する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額（管理職員にあつては、附則第三項の規定による従前の例による額）とする。

（旧俸給月額を受けた期間の通算）

（最高月俸等を受ける職員）の俸給の切替え等）

決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する改正後の一般職給と法第八條第六項及び防衛庁職員給と法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日の前日において職務の等級の最高の俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

8
切替日から施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のまつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸

給月額及びこれを受けることとなる期間に、総
理府令で定める。切替期間において、昭和五十
四年改正法律附則第九項の規定により昇給した職
員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定
による当該昇給の日における俸給月額について
も、同様とする。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職
員等の俸給月額等の調整)

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職
員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切
替日における俸給月額及びこれを受けることと
なる期間については、その者が切替日において
職務の等級を異にする異動等をしたものとした
場合との権衡上必要と認められる限度におい
て、総理府令で定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

10 附則第五項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定により経過の住居手当を支給することとされてきた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、総理府令で定める事由が生じた職員にあっては、総理府令で定める日までの間（管理職員である期間を除く）の住居手当についても、同様とする。

12 (期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

職員に対して昭和五十六年六月、同年十二月又は昭和五十七年三月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する新法第十八條の二の規定の適用については、同条中、「政令」とあるのは「政令で、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）附則第十項及び第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九條の三第二項及び第十九條の四第二項において人事院が定めることとされている事項については総理府令」とする。

13 営外手当を受ける職員に対して昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する新法第十八條の二の規定並びに学生手当を受ける学生に対して昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当に関する新法第二十五條の規定の適用については、新法第十八條の二中「営外手当の月額」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八條の規定が適用されるも

前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定により経過の住居手当を支給することとされてきた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、総理府令で定める事由が生じた職員にあっては、総理府令で定める日までの間（管理職員である期間を除く）の住居手当についても、同様とする。

のとした場合に受けるべきであつた営外手当の月額」と、新法第二十五條第三項中「一般職給与法第十九條の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）附則第十項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九條の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の（昭和五十六年法律第 号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八條の規定が適用されるも

のとした場合に受けるべきであつた営外手当の月額」と、新法第二十五條第三項中「一般職給与法第十九條の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八條の規定が適用されるも

のとした場合に受けるべきであつた営外手当の月額」と、新法第二十五條第三項中「一般職給与法第十九條の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八條の規定が適用されるも

のとした場合に受けるべきであつた営外手当の月額」と、新法第二十五條第三項中「一般職給与法第十九條の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八條の規定が適用されるも

六年法律第 号）附則第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九條の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の（昭和五十六年法律第 号）第一条の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八條の規定が適用されるも

前の法の規定が適用されるところの場合に受けることとなる扶養手当の月額」と、「学生が受けるべき学生手当の月額」とあるのは「旧法第二十五條の規定が適用されるところの場合に学生が受けることとなる学生手当の月額」とする。

新法第四條 第一項に規定する参事官等

当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

当該職員が新法の規定の適用を受けるところの場合に受けることとなる俸給の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の二の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

新法第四條 第二項に規定する事務官等

当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

当該職員が新法の規定の適用を受けるところの場合に受けることとなる俸給、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の十六の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

自衛官

当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、航空手当及び落下さん隊員手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額の月額の合計額

当該職員が新法の規定の適用を受けるところの場合に受けることとなる俸給、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、航空手当及び落下さん隊員手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の三の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額の月額の合計額

16 調整期間において、管理職員である期間のうち、当該職員を受けるとき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管理職員以外の職員であるとして新法の規定の適用を受けるときとなる期間に受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額からその受ける初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。

17 前二項の規定に基づく手当の支給に関し必要な事項は、総理府令で定める。

18 附則第十五項及び第十六項の規定に基づく手当は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた職員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他その支給に関し必要な事項は、総理府令で定める。

19 附則第十五項及び第十六項の規定に基づく手当を支給された職員に対する新法第二十七条第二項の規定の適用については、これらの手当は、同項の給与に含まれるものとする。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適用の暫定措置）

20 昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第七条において準用する同法第一条に規定する基準日から当該基準日に係る同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間（自衛官にあつては、内閣総理大臣が定める期間内）において職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項において準用する同法附則第二

項の規定を当該期間内に当該職員に対し適用する場合においては、附則第三項の規定の適用がないものとしてこれらの規定を適用する。

（給与の内払）

21 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（切替え等の規定の準用）

22 附則第五項から第七項まで、第九項及び第十項の規定は、昭和五十七年三月三十一日において自衛官として在職していた職員の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。この場合において、附則第五項中「号俸による額（管理職員にあつては、附則第三項の規定による従前の例による額）」とあるのは「号俸による額」と、附則第六項中「新法」とあるのは「第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法」と、附則第十項中「旧法」とあるのは「第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

23 附則第五項から第十九項まで及び前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。